

災害時における医薬品等の  
確保・供給に関するマニュアル  
(改訂版Ⅷ)

平成24年4月

三重県健康福祉部

## はじめに

本県では、阪神・淡路大震災クラスの大規模災害が発生した場合の医療救護需要に迅速・的確に対応できるような医薬品等の備蓄・供給体制を整備するため、平成10年度から「激甚災害時医薬品等備蓄・供給体制整備事業」を開始しました。

その後、平成14年4月に大規模地震対策特別措置法に基づき、県内18市町村が地震防災対策強化地域に指定され、平成15年12月には東南海・南海地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、県内全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されました。また、平成16年9月に紀北町（当時、海山町）で発生した台風21号・秋雨前線に伴う豪雨被害では医療救護班が派遣されましたが、国道42号線が通行止めになったことから、医薬品の補給ルートが長くなり、迅速な供給に支障がでるなど課題もありました。

このような状況を踏まえ、平成18年3月に医薬品の備蓄体制を見直し、平成18年度から新たな体制を開始し、平成11年3月に初版を作成した「災害時等における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」も、平成18年7月に大幅に見直しました。

しかしながら、昨年3月には、東日本大震災が発生し、津波による甚大な被害が広範囲に発生するとともに、同年9月には台風12号による紀伊半島大水害が発生し、県内でも大きな被害が発生しました。

県では、東日本大震災を契機に県内の津波対策立案の基礎資料として、満潮時に東日本大震災と同規模の東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合の津波浸水予測（平成23年度版）を公表しました。そのため、これに基づいて医薬品等の備蓄場所の点検を行い、浸水被害が想定される備蓄場所については、変更するなどの見直しを行いましたが、今後も状況の変化に応じて、備蓄体制の見直しをしていく必要があると考えています。

今般、これらの見直しにより現行マニュアルを改訂し、改訂版Ⅷを発行することになりました。災害は危機管理であり、マニュアルどおりの対応だけで対処できるものではありませんが、少しでも関係者の皆様が迅速な対応をとるための指針としてご活用いただければ幸いです。

平成24年4月

三重県健康福祉部薬務感染症対策課長 増田 直樹

## 目 次

### I 災害に備えた事前対策

1 関係者の役割と具体的な準備事項	1
図1 関係者間のネットワーク図	4
2 主な施設・組織とその役割	5
(1) 県医薬品等集積施設（以下、「県集積所」という。）	5
(2) 地域医薬品等供給施設（以下、「地域供給所」という。）	5
(3) 災害拠点薬局	5
(4) 避難所	5
(5) 救護班	5
(6) 救護所又は避難所救護センター	5
(7) 災害派遣医療チーム (DMA T : Disaster Medical Assistance Team)	5
(8) d E R U (domestic Emergency Response Unit:国内型緊急対応ユニット)	6
(9) 災害拠点病院	6
3 指揮命令	6
4 医薬品の確保・供給	7

### II 地震防災の応急対策

1 県（薬務感染症対策課）	10
2 保健所	10
3 社団法人三重県薬剤師会	10
4 三重県医薬品卸業協会（卸売販売業者）	10
5 社団法人三重県医薬品登録販売者協会、三重県薬事工業会、三重県医薬品配置協議会、東海歯科用品商協同組合三重県支部、三重県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部三重支部	10

### III 災害発生時の対応

1 情報収集（医薬品等関係機関の被災状況の確認）	11
2 医薬品等の供給の準備	12
(1) 薬務感染症対策課	12
(2) 被災地の保健所	13
(3) 被災地外の保健所	14
(4) 社団法人三重県薬剤師会	14
(5) 三重医薬品卸業協会（卸売販売業者）、三重県医療機器販売業協会、東海歯科用品商協同組合三重県支部	15
(6) 社団法人三重県医薬品登録販売者協会、三重県薬事工業会、三重県医薬品配置協議会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部三重支	

部	16
3 医薬品等の供給体制	17
図2 医薬品等の供給体制	20
4 費用負担（災害救助法による支弁）	21
5 局地的な災害発生時	21
<様式一覧>	
調査報告様式1 県直轄・県委託備蓄所用	22
調査報告様式2 災害拠点薬局用	23
調査報告様式3 薬局用	24
調査報告様式4 薬局調査集計用	25
調査報告様式5 協定団体施設用	26
調査報告様式6 協定団体施設調査集計用	27
緊急車両様式1（緊急通行車両等事前届出書）	28
緊急車両様式2（緊急通行車両等確認証明申請書）	29
緊急車両様式3（緊急通行車両等確認証明書）	30
情報提供様式1 救護班等への情報提供	31
情報提供様式2 市町災害対策本部への情報提供	33
供給様式1 医薬品等供給要請書	35
供給様式2 医薬品等発注（搬送要請）書	36
供給様式3 医薬品等納品（搬送完了報告）書	37

#### IV 災害時における備蓄・救援医薬品等の管理・供給

1 災害時備蓄医薬品等管理要領	38
別表1 備蓄所 所在地	40
別表2 災害医薬品備蓄センター 備蓄品リスト	42
別表3 保健所 備蓄品リスト	44
別表4 備蓄所（医薬品卸業協会） 備蓄品リスト	46
別表5 備蓄所（災害拠点薬局） 備蓄品リスト	48
別表6 流通備蓄所（医療機器販売業協会） 備蓄品リスト	50
別表7 流通備蓄所（東海歯科用品商協同組合） 備蓄品リスト	51
備蓄様式1 災害医薬品等管理記録簿	52
備蓄様式2 災害医薬品等使用報告書	53
2 医薬品等管理業務要領	54
管理様式1 医薬品等の受入報告書	56
管理様式2 医薬品等の在庫状況報告書	57
3 避難所で必要となる一般用医薬品リストの例示	58

## 資料

別紙1 災害時医薬品等供給連絡会設置要綱	60
別紙2 災害拠点薬局等指定要領	62
別紙3 災害応援に関する協定	64
別紙4 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定に基づく 医薬品等供給実施細目	65

## 関係機関一覧

三重県災害対策本部	66
各市町防災担当課	70
日本赤十字社	73
国の機関	73
近隣都道府県業務関係担当課	74
公益社団法人三重県医師会	75
公益社団法人三重県歯科医師会	76
一般社団法人三重県病院協会	77
社団法人三重県薬剤師会	77
社団法人三重県医薬品登録販売者協会	78
三重県薬事工業会	78
三重県医薬品配置協議会	79
東海歯科用品商協同組合	79
三重県医療機器販売業協会	80
三重県医薬品卸業協会	81
一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部（三重支部）	83
保健所別病院状況	84

## I 災害に備えた事前対策

災害時に、医薬品、医療機器及び衛生材料等（以下、「医薬品等」という。）を確保し、災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）（以下、「DMAT」という。）、医療救護班、救護所、避難所、避難所救護センター（以下、「救護班等」という。）及び医療機関へ迅速かつ効率的に医薬品等を供給するため、事前の対策を次のとおり定める。

また、県、市町、関係機関及び関係団体が連携して災害時における医薬品等の確保・供給に関する訓練を実施する。

### 1 関係者の役割と具体的な準備事項

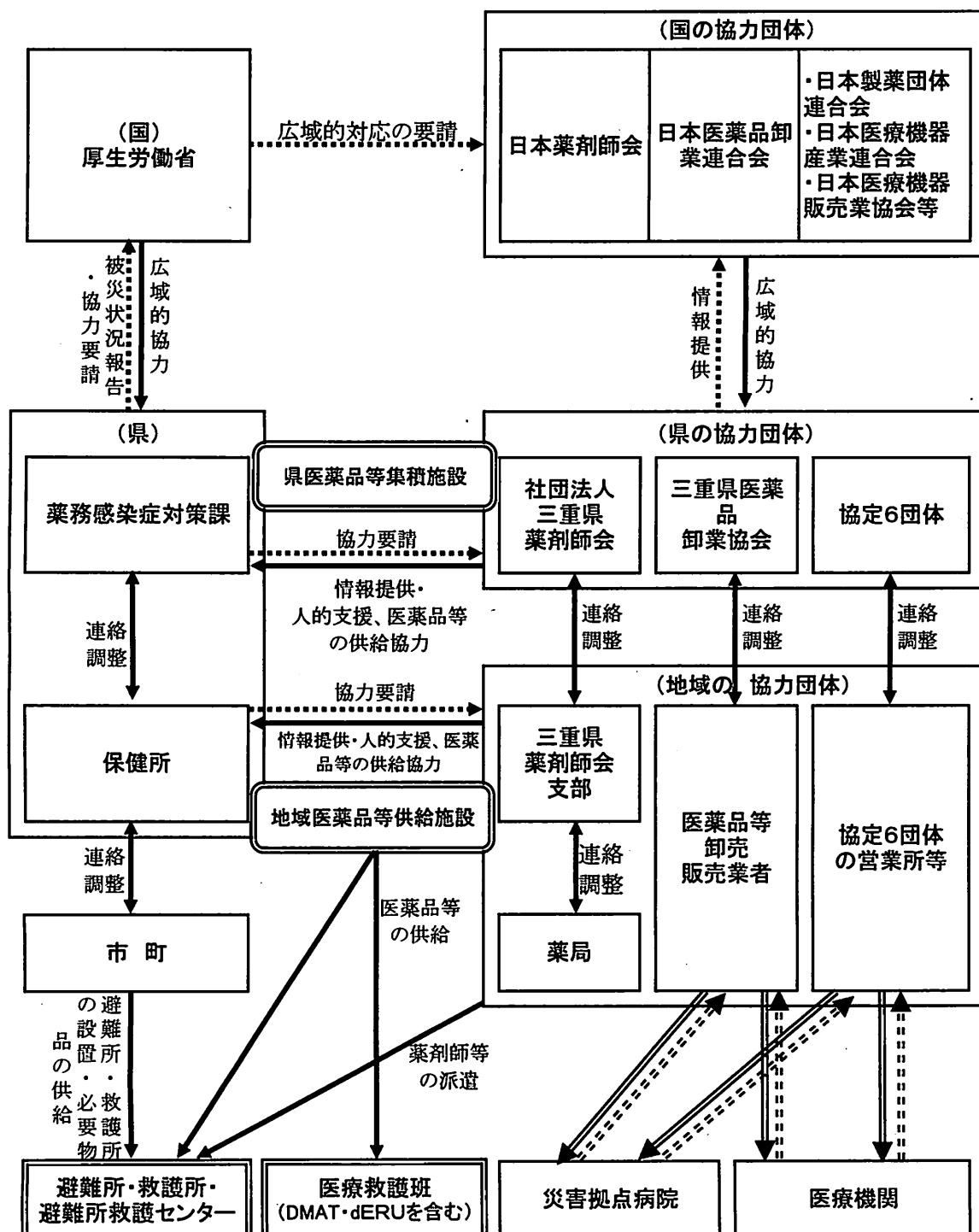
主な関係者	役 割	具体的な準備
県	薬務感染症対策課 (県災害対策本部健康福祉部第3救助班)	<ul style="list-style-type: none"><li>① 災害時に県内で必要な医薬品等の確保対策を講じる。</li><li>② 社団法人三重県薬剤師会、三重県医薬品卸業協会等の関係者間の調整を行う。</li><li>③ 厚生労働省に対して、被災状況等の報告及び広域的な医薬品供給等の支援を要請する。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>① 医薬品等関係機関の連絡リストを作成し、関係機関で情報を共有する。</li><li>② 医薬品等の在庫状況や需給状況などの情報収集体制及び医薬品等の調達、供給の協力体制（「県医薬品等集積施設」の設置場所の事前選定を含む。）を確立する。</li><li>③ 災害時に必要となる医薬品等を備蓄する。</li><li>④ 平時から県内の供給ルートを確認し、関係機関・団体と情報を共有する。</li><li>⑤ 国、他都道府県の連絡窓口を確認するなど、近隣府県との協力体制を整備する。</li><li>⑥ 医薬品等の確保・供給に必要な薬剤師等の確保対策を講じる。</li></ul>
	保健所 (県災害対策本部地方部衛生民生班)	<ul style="list-style-type: none"><li>① 災害時に管内で必要な医薬品等の確保対策を講じる。</li><li>② 市町、管内の地域災害拠点薬局、医薬品等備蓄所、社団法人三重県薬剤師会支部等関係者間の連絡・調整を行う。</li><li>③ 被災地内の被害状況等を把握し、薬務感染症対策課に報告する。</li><li>④ 薬務感染症対策課に対して医薬品供給等の支援を要請する。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>① 管内の医薬品等の備蓄、確保・供給体制（「地域医薬品等供給施設」の設置場所の事前選定を含む。）を確認する。</li><li>② 関係施設の被災状況並びに医薬品等の在庫状況や需給状況などの情報を収集する体制を確認する。</li><li>③ 平時から管内の供給ルートを確認し、関係機関・団体と情報を共有する。</li></ul>

主な関係者	役割	具体的な準備
各市町	<p>① 災害時に必要となる医薬品等の確保対策を講じる。</p> <p>② 医師会、歯科医師会、薬剤師会などの地域内の関係者間の連絡・調整を行う。</p> <p>③ 地域内で医薬品等の確保が困難なときは、保健所に支援を要請する。</p>	<p>① 必要な医薬品等の備蓄に努める。</p> <p>② 医薬品等の確保・供給体制を整備する。</p>
三重県医薬品卸業協会	<p>① 災害発生時においても、医療機関及び薬局などへの医薬品等の供給体制の維持に努める。</p> <p>② 薬務感染症対策課及び保健所の要請に基づき、救護所などへの医薬品等の供給に協力する。</p> <p>③ 会員の被害状況を薬務食品室に報告する。</p> <p>④ 被災地内の医療機関等の被害状況や医薬品等の需給状況を把握し、薬務感染症対策課または保健所に報告する。</p>	<p>① 県の委託に基づき、医薬品を備蓄する。</p> <p>② 卸売業者間の緊急連絡体制を整備するとともに協力体制を定めておく。</p> <p>③ 薬務感染症対策課、保健所との連絡体制を整備する</p> <p>④ 医療機関と災害発生時等の緊急連絡体制を整備する。</p> <p>⑤ 自施設の耐震化、その他の安全性の確保に努める。</p>
社団法人 三重県薬剤師会	<p>① 災害発時においても、医薬分業体制の維持に努め、地域医療に貢献するとともに、医薬品等の確保供給体制の維持に協力する。</p> <p>② 災害拠点薬局を中心として、医薬品等の確保、調達及び搬送を行う。</p> <p>③ 「県医薬品等集積施設」及び「地域医薬品等供給施設」での医薬品等の管理、救護所及び避難所等での服薬指導などに薬剤師を派遣する。</p> <p>④ 災害拠点薬局及び薬局の被害状況を薬務感染症対策課または保健所に報告する。</p>	<p>① 県の委託に基づき、災害拠点薬局に医薬品を備蓄する。</p> <p>② 災害拠点薬局を中心とする医薬品等の確保・供給体制を確立する。</p> <p>③ 薬務感染症対策課、保健所との連絡体制を整備する。</p> <p>④ 災害時の薬剤師の人的支援体制を整備する。</p> <p>⑤ 自施設の耐震化、その他の安全性の確保に努める。</p>

主な関係者	役割	具体的な準備
(協定6団体) ①社団法人三重県医薬品登録販売者協会 ②三重県薬事工業会 ③三重県医薬品配置協議会 ④東海歯科用品商協同組合三重県支部 ⑤三重県医療機器販売業協会 ⑥一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部	① 薬務感染症対策課からの要請に基づき医薬品等の確保、調達及び搬送を行う。 ② 必要に応じて人的支援を行う。 ③ 会員の被害状況を薬務感染症対策課または保健所に報告する。	① 医薬品等の供給体制を確立する。 ② 薬務感染症対策課、保健所との連絡体制を整備する。 ③ 団体内の連絡体制を確立する。 ④ 自施設の耐震化、その他の安全性の確保に努める。 ⑤ 必要に応じて人的支援体制を整備する。
各医療機関	医薬品等の需要状況などの情報を迅速に提供する。	災害発生に備えて医薬品等の備蓄に努める。
国 厚生労働省	① 広域的な医薬品等の需給状況や被災状況などの情報収集に努める。 ② 被災した都道府県からの要請等により医薬品等を確保するとともに、必要に応じて被災地外から医薬品等を供給する。 ③ 広域的な見地から関係者間の連絡調整に努める。 ④ 被災地の状況に応じて、都道府県の役割を補完する。	都道府県及び社団法人日本医薬品卸業連合会等の関係団体と協力体制がとれるよう連絡体制を定めておく。

備考：県は、社団法人三重県薬剤師会、三重県医薬品卸業協会、社団法人三重県医薬品登録販売者協会、三重県薬事工業会、三重県医薬品配置協議会、東海歯科用品商協同組合三重県支部、三重県医療機器販売業協会並びに一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部三重支部と「医薬品等の調達に関する協定」を締結している。

図1 関係者間のネットワーク図



通常の医薬品・医療機器等の発注・供給 (納品) ルートで、災害時にもこの供給ルートの維持及び復旧に万全を期さなければならない。

— 災害時に臨時の開設される施設または派遣される組織

参考：協定6団体とは、社団法人三重県医薬品登録販売者協会、三重県薬事工業会、三重県医薬品配置協議会、東海歯科用品商協同組合三重県支部、三重県医療機器販売業協会並びに一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部をいう。

## 2 主な施設・組織とその役割

### (1) 県医薬品等集積施設（以下、「県集積所」という。）

災害時に被災地外から供給または援助された医薬品等を集積、管理するための施設をいう。「医薬品等管理業務要領（54 頁参照）」に基づき、県災害対策本部健康福祉部が設置し、集積された医薬品等は「地域医薬品等供給施設」に供給する（20 頁、図 2 参照）。その運営は、社団法人三重県薬剤師会等の協力のもと薬務感染症対策課が行う。

なお、設置後、場所等を関係市町等に通知する。

### (2) 地域医薬品等供給施設（以下、「地域供給所」という。）

被災地内において、医薬品等を確保・供給する施設をいう。「医薬品等管理業務要領（54 頁参照）」に基づき、県災害対策本部地方部衛生民生班が被災状況等を踏まえて、保健所または災害拠点薬局等その他適切な施設を指定する。その運営は、災害拠点薬局等の協力のもと保健所が行う。

なお、設置後、関係市町等に通知する。

### (3) 災害拠点薬局

県の委託に基づく災害用医薬品の備蓄、災害発生に備えた地域の医薬品等の確保・供給体制の整備、災害発生時における医薬品等の確保・供給を担う薬局または医薬分業推進支援センターをいう。三重県独自の制度で、災害拠点薬局等指定要領（平成 18 年 3 月 1 日施行）に基づき、知事が、基幹災害拠点薬局 1 ヶ所、地域災害拠点薬局等 10 ヶ所を指定している（41 頁参照）。

### (4) 避難所

被災により被害を受け、または受けるおそれがあり避難しなければならない住民や帰宅困難者を、一時的に収容し、保護する施設をいう。避難所は、通常、市町が学校、公民館、寺院、神社、旅館、工場及び倉庫等の既存施設を使用して開設する。

### (5) 救護班

被災地の医療機能が混乱または途絶した場合に、被災地へ速やかに派遣され医療活動を行う組織をいう。県は、災害発生直後、迅速に救護班の活動が開始できるよう、あらかじめ公立病院、日本赤十字社等の協力を得て救護班を編成することとなっている。また、救護班は、初期の医療活動ができる限り自己完結的に行うことができるよう、最低限度の医薬品や医療器材を携行するとともに、3 日分程度の食料・飲料水、その他の生活必需品等についても自ら持参することとなっている。

### (6) 救護所及び避難所救護センター

救護所とは、県または市町が、被災状況等を勘案し、適時適切な場所に設置、運営する被災者に医療を提供する施設をいう。

避難所救護センターとは、避難所の設置が長期間と見込まれる場合に、県または市町が避難所に併設する被災者に医療を提供する施設をいう。

### (7) 災害派遣医療チーム（D M A T : Disaster Medical Assistance Team）

災害の急性期（48 時間以内）に可及的早期に速やかに救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受け、機動性を持った医療チームをいう。厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームが日本 D M A T である。

(8) d E R U (domestic Emergency Response Unit:国内型緊急対応ユニット)

国内の大規模災害等が発生したときに、迅速に被災地域に搬入する自己完結型の仮設診療所をいい、日本赤十字社が保有している。d E R Uは、被災地での救護所、巡回診療等の活動拠点、後方搬送における傷病者の一時収容場所、被災医療機関の支援活動などの医療救護活動を行うことになっている。

(9) 災害拠点病院

平成 8 年に当時の厚生省の発令によって定められた「災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関」をいう。災害拠点病院は、24 時間いつでも災害に対する緊急対応ができ、重症傷病者の受け入れ・搬送、医療救護班の派遣体制などの機能を備えている。

三重県では、現在、三重県厚生農業協同組合連合会いなべ総合病院、地方独立行政法人三重県立総合医療センター、市立四日市病院、三重県厚生農業協同組合連合会鈴鹿中央総合病院、国立大学法人三重大学医学部附属病院、松阪市民病院、済生会松阪総合病院、松阪中央総合病院、伊勢赤十字病院、三重県立志摩病院、伊賀市立上野総合市民病院、尾鷲総合病院が指定されている。

### 3 指揮命令

(1) 県の指揮

災害時における県の医薬品等の確保・供給に関する業務は、健康福祉部長の指揮の下、三重県災害対策本部健康福祉部第 3 救助班長である薬務感染症対策課長が総括し、薬事グループ副課長が実務を行う。

なお、部長不在のときは担当次長が、課長不在のときは薬事グループ副課長が、薬事グループ副課長が不在のときは薬事グループ災害時医薬品等確保・供給担当者がそれぞれ業務を代行する。

(2) 被災地の指揮

災害時における被災地の医薬品等の確保・供給に関する業務は、管轄する保健所長の指揮の下、保健衛生室長が総括し、衛生指導課長が実務を行う。

なお、保健所長不在のときは保健衛生室長が、保健衛生室長不在のときは衛生指導課長が、衛生指導課長不在のときは薬事担当者が、それぞれ業務を代行する。

#### 4 医薬品等の確保・供給

災害時に必要となる医薬品等は、災害発生直後に必要となる外科系医薬品と避難所等で必要となる内科系救急疾患用医薬品、内科系慢性疾患用医薬品及び一般用医薬品に分類して確保体制を整備する。そのうち、県が備蓄するのは、外科系医薬品及び内科系救急疾患用医薬品とする。

ただし、医療救護班は、原則として医薬品等を携行することとなっているので、県の備蓄は、主として、その補給用となる。

なお、被災地域内で確保できないときは、県内での確保（薬務感染症対策課が調整）、県域を越えた広域確保（薬務感染症対策課が、近隣府県や厚生労働省に医薬品等の供給を要請）を行うこととし、薬務感染症対策課及び保健所は、その受け入れ及び供給体制を整備しておくものとする。

また、災害時に医薬品等が迅速に供給できるよう、薬務感染症対策課及び保健所は搬送手段の確保に努めるとともに、三重県医薬品卸業協会、社団法人三重県薬剤師会及び協定6団体（3頁参照）に対して、初動期から必要となる医薬品等の提供、人的支援を求めることがある。

##### (1) 備蓄による医薬品の確保・供給（備蓄場所は40頁及び41頁の別表1参照）

###### ① 外科系救急医薬品（備蓄品目及び量は42頁～46頁の別表2～別表4No.1参照）

災害発生から概ね3日以内に発生する多発性外傷、熱傷、骨折等の処置に必要な緊急用医薬品をいい、三重県医薬品卸業協会に委託して5地域（北勢、中勢、南勢、伊賀、尾鷲）に、県直轄で3ヶ所（津市、志摩市、熊野市）に備蓄する。

なお、備蓄医薬品等が不足する場合は、医薬品卸売業者から調達した医薬品等または救援医薬品等を供給する。

###### ② 内科系救急疾患用医薬品（備蓄品目及び量は47頁～49頁の別表4No.2及び別表5参照）

避難所開設（概ね災害発生2日目）から地域医療機関に引き継ぐまで、救護所等において不安症、不眠症、感冒、消化器疾患、外傷の二次感染症等の治療に必要な医薬品をいい、災害発生から3日分は、災害拠点薬局（一部の医薬品は三重県医薬品卸業協会）に委託して備蓄する。

なお、備蓄医薬品が不足する場合は、医薬品卸売業者から調達した医薬品等及び救援医薬品等を供給する。

###### ③ 輸液等

三重県薬事工業会等関係団体に協力要請し、災害発生後に必要な輸液及び外用剤等を被災地に供給する。

##### (2) 災害拠点薬局を利用した医薬品の確保・供給（災害拠点薬局は41頁の別表1の4参照）

###### ① 内科系慢性疾患用医薬品

高血圧症、呼吸器疾患、糖尿病、精神疾患等の慢性疾患の治療は、原則として、地域の医療機関が行う。

ただし、被災により地元医療機関の診療機能が著しく低下している場合等には、医療救護班の要請により、災害拠点薬局が中核となって、必要な医薬品等を地域内で確保して患者に供給する。また、救援医薬品等も活用する。

(2) 一般用(OTC)医薬品(例示一覧表は、58頁～59頁のIVの3参照)

避難所において、自己治療(避難所医療の補完を含む)に必要な医薬品をいい、薬務感染症対策課は、災害拠点薬局の協力を得て、必要な医薬品を事前に選定しておき、災害発生後は市町からの要請に応じ、災害拠点薬局が中心となって確保し、医薬品情報とともに避難所単位に供給する。また、救援医薬品等も活用する。

(具体例)

- ・ 災害発生初期：湿布薬、殺菌消毒薬及び、ガーゼ、包帯等の衛生材料等
- ・ 避難所開設後：ビタミン剤、目薬、うがい薬、便秘薬、総合感冒薬等

(3) 輸血用血液製剤

三重県赤十字血液センター(津市桜橋2-191:73頁参照)が輸血用血液製剤の備蓄・確保・供給を行う。

(4) 「医薬品等の調達に関する協定」を締結している団体からの医薬品等の調達

関係団体の所属店舗等における在庫品の優先的拠出、人的援助などを定めた「医薬品等の調達に関する協定」に基づき、各団体から次の医薬品等を調達する。

N o	協定締結団体	構成会員	調達要請する物資
1	社団法人三重県薬剤師会	薬局等	①医療用医薬品 ②一般用医薬品 ③衛生材料
2	社団法人三重県医薬品登録販売者協会	店舗販売業(薬店)	①一般用医薬品 ②衛生材料
3	三重県薬事工業会	医薬品等製造業	①医療用医薬品 ②一般用医薬品 ③衛生材料 ④医療機器
4	三重県医薬品配置協議会	配置販売業	①一般用医薬品 ②衛生材料
5	東海歯科用品商協同組合三重県支部	歯科用品商	①歯科用医薬品 ②衛生材料
6	三重県医療機器販売業協会	医療機器販売店	①衛生材料 ②医療機器
7	三重県医薬品卸業協会	医薬品卸売業店舗	①医薬品全般 ②衛生材料
8	一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部(三重支部)	医療用ガス製造・販売施設	医療用ガス(酸素、笑気ガス等)

(5) **衛生材料**（備蓄場所は 41 頁の別表 1 の 5、備蓄品目及び量は 50 頁の別表 6 参照）  
県内 3ヶ所の災害衛生材料流通備蓄所に流通状態で備蓄しており、災害発生後概ね 3 日間に必要な衛生材料を被災地に供給する。

(6) **歯科用医薬品等**（備蓄場所は 41 頁の別表 1 の 6、備蓄品目及び量は 51 頁の別表 7 参照）  
東海歯科用品商協同組合三重県支部が県内 3ヶ所に流通状態で備蓄しており、災害発生後概ね 3 日間に必要な歯科用医薬品等を被災地に供給する。

(7) **救援医薬品等の受入・供給施設**

- ① 県医薬品等集積施設（以下、「県集積所」という。）  
5 頁参照
- ② 地域医薬品等供給施設（以下、「地域供給所」という。）  
5 頁参照

## II 地震防災の応急対策

東海地震等の警戒宣言が発令されたときは、発災後に迅速にかつ的確に医療・救護活動ができるよう事前の措置を講じる必要がある。

地震の注意報が発せられたときから地震が発生するまでの間、または警戒解除宣言が出されるまでの緊急対策を以下のとおり定める。

なお、地震発生後の対策は、「III 災害発生時の対応」により対処する。

### 1 県（薬務感染症対策課）

- (1) 県で備蓄している医薬品等の搬出準備を行う。
- (2) 委託契約を締結している医薬品等備蓄所に警戒宣言の発令を周知するとともに、医薬品等の搬出準備及び供給体制の確保を要請する。
- (3) 社団法人三重県薬剤師会、三重県医薬品卸業協会及び協定6団体（3頁参照）に警戒宣言の発令を周知するとともに、団体単位の「災害対策本部」の開設準備を要請する。
- (4) 災害発生時に必要な資材・資料等を準備する。

### 2 各保健所

- (1) 管内の災害拠点薬局及び管内の医薬品等備蓄所に対し、警戒宣言の発令を通知するとともに、医薬品等の搬出準備及び供給体制の確保を要請する。
- (2) 災害発生時に必要な資材・資料等を準備する。

### 3 社団法人三重県薬剤師会

- (1) 災害対策本部の開設を準備する。
- (2) 各支部及び災害拠点薬局に警戒宣言の発令を周知するとともに、備蓄医薬品等の確保及び搬出等の準備を要請する。
- (3) 各支部は、各薬局に対して警戒宣言の発令を周知し、医薬品等の確保等の準備を要請する。

### 4 三重県医薬品卸業協会（卸売販売業者）

- (1) 災害対策本部の開設を準備する。
- (2) 医薬品等を備蓄している医薬品卸売業者に搬出準備を要請する。
- (3) 会員に警戒宣言の発令を周知するとともに、医薬品等の確保及び供給等の準備を要請する。

### 5 社団法人三重県医薬品登録販売者協会、三重県薬事工業会、三重県医薬品配置協議会、東海歯科用品商協同組合三重県支部、三重県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部三重支部（協定6団体）

災害対策本部設置の準備をするとともに、会員に警戒宣言の発令を周知し、医薬品等の確保及び供給等の準備を要請する。

### III 災害発生時の対応

災害発生時には、薬務感染症対策課及び保健所は、連携して医薬品等の調達及び供給を行う。なお、関係者は、以下に沿って対応することを基本とするが、被災地の状況により臨機応変に対応することとする。

#### 1 情報収集（医薬品等関係機関の被災状況確認）

対象施設・団体及び報告者は、調査・報告様式により、調査・報告先に電話（携帯電話を含む。）、F a x、Eメール（携帯メールを含む。）または直接、被災状況等を報告する。調査・報告先は、速やかに、関係者間で調査・報告情報を共有する。

この情報収集により、調査・報告のあった施設・団体の被害状況を確認するとともに、調査報告のない施設・団体を発災初期の被災地域として一時的に特定することができる。

##### (1) 調査項目及び調査様式

報告様式1～報告様式6（電話による口頭報告も可）

##### (2) 調査対象施設・団体及び報告者等の調査・報告関連表

対象施設・団体及び報告者	調査・報告様式	報告先
県直轄備蓄所（津市） 薬務感染症 対策課	報告様式1（22頁）	
三重県赤十字血液センター	報告様式1（22頁）	薬務感染症対策課
県直轄備蓄所（志摩市） 伊勢保健所	報告様式1（22頁）	薬務感染症対策課
県直轄備蓄所（熊野市） 熊野保健所	報告様式1（22頁）	薬務感染症対策課
医薬品等備蓄所 ①備蓄所 ②管轄する保健所	報告様式1（22頁） 報告様式1（22頁）	管轄する保健所 薬務感染症対策課
社団法人三重県薬剤師会	報告様式1（22頁）	薬務感染症対策課
基幹災害拠点薬局	報告様式2（23頁）	薬務感染症対策課
地域災害 拠点薬局	①災害拠点薬局 ②管轄する保健所	管轄する保健所 薬務感染症対策課
社団法人三重県 薬剤師会に所属 する薬局	①薬局 ②薬剤師会支部 ③管轄する保健所	薬剤師会支部 管轄する保健所 薬務感染症対策課
三重県医薬品卸業協会	報告様式5（26頁）	薬務感染症対策課
三重県医薬品卸業 協会に所属する支 店、営業所等（備 蓄所を除く）	①支店、営業所等 ②管轄する保健所	管轄する保健所 薬務感染症対策課
協定6団体（3頁参照）の本部	報告様式5（26頁）	薬務感染症対策課
協定6団体に所属 する店舗、施設（備 蓄所を除く）	①店舗、施設 ②団体の支部 ③管轄する保健所	団体の支部 管轄する保健所 薬務感染症対策課

## 2 医薬品等の供給の準備

### (1) 薬務感染症対策課

#### ① 「県集積所」の開設等

- ア 社団法人三重県薬剤師会と協議して「県集積所」を開設し、管理者として、薬務感染症対策課に所属する薬剤師を派遣する。
- イ 医薬品等備蓄所に、医薬品等を「県集積所」に搬入するよう要請する。

#### ② 「地域供給所」の開設指示

- ア 健康福祉部長の決裁（口頭を含む。）を受け、被災地保健所（必要に応じて被災地を支援する保健所を含む。）に「地域供給所」の開設を指示する。
- イ 地域供給所を開設した保健所と協議して、医薬品等備蓄所に、医薬品等を「地域供給所」へ搬送するよう要請する。

#### ③ 救護班等の派遣状況の確認

- ア 救護班等の派遣状況を把握し、関係保健所と情報を共有する。
- イ 救護班等に、情報提供様式1（31頁）により被災地における医薬品の供給体制を情報提供する。

#### ④ 医薬品の搬送体制の確保

- ア 緊急輸送車両証明書が必要なとき、事前届出（緊急車両様式1：28頁）を受けていないときは、発災時に、速やかに県災害対策本部総括班に確認のうえ※、緊急通行車両等確認証明申請書（緊急車両様式2：29頁）を作成し、警察本部交通規制課、警察署交通課、高速道路交通警察隊及び交通検問所（以下、「警察署等」という。）で確認を受け、緊急輸送車両証明書（緊急車両様式3：30頁）及び標章（以下、「標章等」という。）の交付を受ける。

また、社団法人三重県薬剤師会、三重県医薬品卸業協会及び協定6団体（3頁参照）が必要とする標章等の交付についても対応する。

※ 発災時に、県災害対策本部が標章等を発行するときは県災害対策本部から速やかに標章等の交付を受ける。

- イ 搬送路の確保状況について、県災害対策本部県土整備部に確認するとともに、関係団体等に周知する。

ウ 車両での通行が難しい場合は、バイク、自転車等の搬送手段を確保する。

- エ 必要に応じ、市町※※または県災害対策本部県土整備部を通じて民間運送業者、鉄道事業者等に、輸送手段の確保を要請する。

※※ 市町の避難所への生活物資供給経路等の活用を図る。

- オ 陸路の輸送が困難な場合は、ヘリコプター、船舶等による医薬品等の搬送について、県災害対策本部防災危機管理部を通じて自衛隊等へ協力要請を行う。

#### ⑤ 薬剤師等の確保

「県集積所」及び「地域供給所」の医薬品等の仕分け・保管・管理業務や代替医薬品等の相談及び救護所での調剤や避難所等での服薬指導等に、県に勤務する薬剤師を派遣するとともに、社団法人三重県薬剤師会、三重県医薬品卸業協会及び協定6団体（3頁参照）に薬剤師や搬送等に協力するボランティアの派遣を要

請する。また、県外からの応援薬剤師やボランティアの受入窓口となる。

**⑥ 関係団体への協力要請**

社団法人三重県薬剤師会、三重県医薬品卸業協会及び協定 6 団体（3 頁参照）に、災害対策本部の開設及び医薬品等の供給等の準備を要請する。

**(2) 被災地の保健所**

**① 「地域供給所」の開設**

ア 社団法人三重県薬剤師会各支部と協議して、「地域供給所」を開設し、保健所薬剤師を管理者として派遣する。

イ 薬務感染症対策課と協議して、管内の医薬品等備蓄所に、医薬品等を「地域供給所」へ搬入するよう要請する。

**② 救護班等の派遣状況の確認と医薬品等の供給準備**

ア 薬務感染症対策課または災害対策本部地方部に救護班等の配置状況を確認する。

イ 救護班等に、情報提供様式 1（31 頁）により被災地における医薬品等の供給体制を情報提供する。

**③ 医薬品等の搬送体制の確保**

ア 緊急輸送車両証明書が必要なときは、事前届出を受けていないときは、発災時に、速やかに県災害対策本部地方部に確認のうえ※、緊急通行車両等確認証明申請書（緊急車両様式 2：29 頁）を作成し、警察署等（12 頁 19 行目参照）で確認を受け、標章等（12 頁 22 行目参照）の交付を受ける。

なお、社団法人三重県薬剤師会、三重県医薬品卸業協会及び協定 6 団体（3 頁参照）の支部等が必要とする標章等の交付についても対応する。

※ 発災時に、県災害対策本部地方部が標章等を発行するときは県災害対策本部地方部から速やかに標章等の交付を受ける。

イ 搬送路の確保状況について、県災害対策本部地方部に確認するとともに、関係団体等に周知する。

ウ 車両での通行が難しい場合は、バイク、自転車等の搬送手段を確保する。

エ 必要に応じ、市町（12 頁※※参照）または県災害対策本部地方部を通じて民間運送業者、鉄道事業者等に、輸送手段の確保を要請する。

オ 陸路による被災地への医薬品等の搬送が困難な場合は、ヘリコプターまたは船舶等による搬送について、県災害対策本部地方部または薬務感染症対策課を通じて県災害対策本部防災危機管理部に協力要請を行う。

**④ 薬剤師等の確保・受入の調整**

「地域供給所」の医薬品等の仕分け・保管・管理業務や代替医薬品の相談及び救護所での調剤や避難所等での服薬指導等に、保健所薬剤師を派遣するとともに、社団法人三重県薬剤師会、三重県医薬品卸業協会及び協定 6 団体（3 頁参照）の支部に薬剤師や搬送等に協力するボランティアの派遣を要請する。なお、薬剤師やボランティアが不足するときは、薬務感染症対策課を通じて、社団法人三重県薬剤師会、三重県医薬品卸業協会及び協定 6 団体（3 頁参照）に、派遣を要請す

る。

また、社団法人三重県薬剤師会支部等の協力を得て、被災地外からの応援薬剤師やボランティアの受入や災害現場への派遣等の調整を行う。

**(5) 関係団体への協力要請**

社団法人三重県薬剤師会、三重県医薬品卸業協会及び協定 6 団体（3 頁参照）の支部に、医薬品等の供給等の準備を要請する。

**(3) 被災地外の保健所**

**① 「地域供給所」の開設**

被災地を支援する「地域供給所」の開設は、被災地の保健所に準じて行う。

**② 医薬品等の搬送準備**

ア 緊急輸送車両証明書が必要なときは、事前届出を受けていないときは、発災時に、速やかに県災害対策本部地方部に確認のうえ※、緊急通行車両等確認証明申請書（緊急車両様式 2：29 頁）を作成し、警察署等（12 頁 19 行目参照）で確認を受け、標章等（12 頁 22 行目参照）の交付を受ける。

なお、社団法人三重県薬剤師会、三重県医薬品卸業協会及び協定 6 団体（3 頁参照）の支部等が必要とする標章等の交付についても対応する。

※ 発災時に、県災害対策本部地方部が標章等を発行するときは県災害対策本部地方部から速やかに標章等の交付を受ける。

イ 搬送路の確保状況を道路管理者に確認する。

ウ 車両での通行が難しい場合は、バイク、自転車等の搬送手段を確保する。

エ 必要に応じ、市町（12 頁※※参照）または県災害対策本部地方部を通じて民間運送業者、鉄道事業者等に、輸送手段の確保を要請する。

オ 陸路による被災地への医薬品等の搬送が困難な場合は、ヘリコプターまたは船舶等による搬送について、県災害対策本部地方部または薬務感染症対策課を通じて県災害対策本部防災危機管理部に協力要請を行う。

**③ 人的支援の準備**

被災地の保健所への応援体制を準備するとともに、社団法人三重県薬剤師会、三重県医薬品卸業協会及び協定 6 団体（3 頁参照）の支部に、薬剤師等の派遣の準備を要請する。

**④ 関係団体への協力要請**

社団法人三重県薬剤師会、三重県医薬品卸業協会及び協定 6 団体（3 頁参照）の支部に、医薬品等の供給等の準備を要請する。

**(4) 社団法人三重県薬剤師会**

**① 三重県薬剤師会災害対策本部の設置**

「三重県薬剤師会災害対策本部」を設置する。

**② 「県集積所」の開設への協力**

薬務感染症対策課の「県集積所」の開設に協力し、備蓄医薬品等を搬入する。

**③ 「地域供給所」の開設への協力**

被災地内の社団法人三重県薬剤師会各支部は、管轄保健所の「地域供給所」の開設に協力し、備蓄医薬品等を搬入する。

ただし、災害拠点薬局が地域供給所となったときは、当然、搬入の必要はない。

③ 医薬品等の搬送体制の確保

薬務感染症対策課または保健所からの要請により医薬品等を搬送できるよう準備する。

④ 被災薬局等の支援

薬局が被災し開局できないときは、復旧を支援する。また、被災地内の医薬品の供給等に支障が生じないように被災した支部を支援する。

⑤ 医薬品の搬送体制の確保

ア 緊急輸送車両証明書が必要なときは、事前届出を受けていないときは、発災時に、速やかに薬務感染症対策課（支部は管轄する保健所）に確認のうえ※、緊急通行車両等確認証明申請書（緊急車両様式2:29頁）を作成し、警察署等（12頁19行目参照）で確認を受け、標章等（12頁22行目参照）の交付を受ける。

※ 発災時に、県災害対策本部（支部は地方部）が緊急輸送車両証明書及び標章を発行するときは薬務感染症対策課（支部は保健所）の協力を得て速やかに標章等の交付を受ける。

イ 搬送路の確保状況について、薬務感染症対策課（支部は保健所）を通じて県災害対策本部県土整備部（支部は地方部）に確認するとともに、各支部に周知する。

ウ 車両での通行が難しい場合は、バイク、自転車等の搬送手段を確保する。

エ 必要に応じ、市町（12頁※※参照）または薬務感染症対策課（支部は保健所）を通じて民間運送業者、鉄道事業者等に、輸送手段の確保を要請する。

オ 被災地内の医薬品等の確保・供給に支障が生じているとき、陸路の輸送が困難な場合は、ヘリコプター、船舶等による医薬品等の搬送について、薬務感染症対策課（支部は保健所）を通じて自衛隊等に協力要請を行う。

⑥ 薬剤師の確保・受入の調整

「県集積所」及び「地域供給所」の医薬品等の仕分け・保管・管理業務や代替医薬品の相談及び救護所での調剤や避難所等での服薬指導等に協力する薬剤師を派遣する。

また、保健所と連携して、被災地外からの応援薬剤師の受入や災害現場への派遣等の調整を行う。

(5) 三重県医薬品卸業協会（卸売販売業者）、三重県医療機器販売業協会

東海歯科用品商協同組合三重県支部

① 備蓄医薬品の搬入

薬務感染症対策課または保健所の要請に基づき、備蓄医薬品等を「県集積所」または「地域供給所」に搬入する。

② 医療機関及び薬局への医薬品供給

通常時の取引先である医療機関及び薬局への医薬品等の供給を優先して行う。

### ③ 被災地内の医薬品等の確保・供給体制の復旧

被災地内にある営業所が被災し、医療機関及び薬局への医薬品等の確保・供給に支障が生じたときは、保健所と協議の上、速やかに、近くに臨時の営業所を開設するなど復旧に努める。

### ④ 医薬品等の搬送体制の確保

ア 緊急輸送車両証明書が必要なときは、事前届出を受けていないときは、発災時に、速やかに薬務感染症対策課（各営業所は管轄する保健所）に確認のうえ※、緊急通行車両等確認証明申請書（緊急車両様式2：29頁）を作成し、警察署等（12頁19行目参照）で確認を受け、標章等（12頁22行目参照）の交付を受ける。

※ 発災時に、県災害対策本部（または地方部）が緊急輸送車両証明書及び標章を発行するときは薬務感染症対策課（または保健所）の協力を得て速やかに標章等の交付を受ける。

イ 搬送路の確保状況について、薬務感染症対策課（または保健所）を通じて道路管理者に確認する。

ウ 車両での通行が難しい場合は、バイク、自転車等の搬送手段を確保する。

エ 必要に応じ、市町（12頁※※参照）または薬務感染症対策課（支部は保健所）を通じて民間運送業者、鉄道事業者等に、輸送手段の確保を要請する。

オ 被災地内の医薬品等の確保・供給に支障が生じているとき、陸路の輸送が困難な場合は、ヘリコプター、船舶等による医薬品等の搬送について、薬務感染症対策課（または保健所）を通じて自衛隊等に協力要請を行う。

## （6）社団法人三重県医薬品登録販売者協会、三重県薬事工業会、三重県医薬品配置協議会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部三重支部

### ① 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置し、薬務食品室から要請により医薬品等を供給できるようボランティアの派遣を含めて準備する。

### ② 医薬品等の搬送体制の確保

ア 緊急輸送車両証明書が必要なときは、事前届出を受けていないときは、発災時に、速やかに薬務感染症対策課（各営業所は管轄する保健所）に確認のうえ※、緊急通行車両等確認証明申請書（緊急車両様式2：29頁）を作成し、警察署等（12頁19行目参照）で確認を受け、標章等（12頁22行目参照）の交付を受ける。

※ 発災時に、県災害対策本部（または地方部）が緊急輸送車両証明書及び標章を発行するときは、薬務感染症対策課（または保健所）の協力を得て速やかに標章等の交付を受ける。

イ 搬送路の確保状況について、薬務感染症対策課（支部は保健所）を通じて道路管理者に確認する。

ウ 車両での通行が難しい場合は、バイク、自転車等の搬送手段を確保する。

エ 必要に応じ、市町（12頁※※参照）または薬務感染症対策課（支部は保健所）

を通じて民間運送業者、鉄道事業者等に、輸送手段の確保を要請する。

オ 被災地内の医薬品等の確保・供給に支障が生じているとき、陸路の輸送が困難な場合は、ヘリコプター、船舶等による医薬品等の搬送について、薬務感染症対策課（または保健所）を通じて自衛隊等に協力要請を行う。

### 3 医薬品等の供給体制

薬務感染症対策課は県災害対策本部、保健所は地方部の関係機関並びに知事と医薬品等の確保供給について協定を締結している団体等と緊密に連携し、図2（20頁）により医薬品等の確保・供給業務を行うことを基本とするが、被災地の状況により臨機応変に対応することとする。

なお、薬務感染症対策課または保健所は、救護班等に「地域供給所」において供給できる医薬品等を「情報提供様式1（31頁参照）」により連絡する。

また、供給要請、搬送要請、供給または搬送の報告は、「供給様式1 医薬品等供給要請書（35頁）」、「供給様式2 医薬品等発注（搬送要請）書（36頁）」、「供給様式3 医薬品等納品（搬送完了報告）書（37頁）」を使用して行うが、麻薬、向精神薬以外の医薬品等については口頭での供給要請も可能とする。

#### （1）医薬品等の供給

##### ① 被災地の市町による供給

被災市町（災害対策本部）は、救護班から医薬品等供給要請があった場合、速やかな供給に努める。

- ・供給ルート：①→②→（IV）

##### ② 被災地の保健所による供給

保健所は、救護班等から医薬品等供給要請があった場合、速やかに供給する。

なお、薬務感染症対策課は、保健所の供給を全面的に支援する。

- ・供給ルート：

①→④（供給様式1）→⑤（供給様式2）→⑥（供給様式3）→（IV）  
または ③（供給様式1）→⑤（供給様式2）→⑥（供給様式3）→（IV）

#### （2）医薬品等の確保

##### ① 被災保健所管内での確保

保健所は、「地域供給所」の医薬品等に不足が生じる場合は、管内医薬品卸売販売業者及び協定6団体（3頁参照）の支部に医薬品等の供給を要請する。ただし、事前または事後に、必ず薬務感染症対策課に報告する。

- ・補給ルート：⑦（供給様式2）→⑧・⑨（供給様式3：自社納品書で代用可）

## ② 県内での確保

ア 保健所は、管内での医薬品等の確保が困難な場合は、薬務感染症対策課に医薬品等の供給を要請する。薬務感染症対策課は、「県集積所」に「地域供給所」への供給を要請する。

- ・ 補給ルート：⑩（供給様式 1）→⑪（供給様式 2）→⑫（供給様式 3）

イ 薬務感染症対策課は、「県集積所」の在庫が不足しているときは、社団法人三重県薬剤師会を通じて被災地外の災害拠点薬局、三重県医薬品卸業協会を通じて各医薬品卸売販売業者並びに協定 6 団体（3 頁参照）に「県集積所」への医薬品等の供給を要請する。

- ・ 補給ルート：⑬（供給様式 2）→⑭（供給様式 3：自社納品書で代用可）

ウ 薬務感染症対策課は、「県集積所」が設置されていないときは、社団法人三重県薬剤師会を通じて被災地外の災害拠点薬局、三重県医薬品卸業協会を通じて各医薬品卸売販売業者並びに協定 6 団体（3 頁参照）に「地域供給所」への医薬品等の供給を要請する。

- ・ 補給ルート：⑩（供給様式 1）→⑬（供給様式 2）→⑭（供給様式 3：自社納品書で代用可）

## ③ 県域を越えた広域確保

薬務感染症対策課は、県内での医薬品等の確保が困難な場合は、国（厚生労働省）及び他都道府県に「県集積所」への医薬品等の供給を要請する。

国（厚生労働省）は、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、社団法人日本医薬品卸業連合会並びに日本医療機器販売業協会等に「県集積所」への医薬品等の供給を要請する。

- ・ 補給ルート：⑯→⑰ または ⑯→⑯→⑰

## ④ 医薬品等の活用

日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、社団法人日本医薬品卸業連合会並びに日本医療機器販売業協会等から援助の申し出があった医薬品等は、被災地の医薬品等の確保状況を十分に考慮して※、「県集積所」に受け入れた後、「地域供給所」に供給し、避難所等で活用する。

※ 被災地で医薬品等が十分に確保されているときは、活用できないこともあるため援助の申し出を保留、または辞退することを考慮する。

- ・ 供給ルート：⑮・⑯・⑰→（薬務感染症対策課から供給様式 2）→⑯→（保健所から供給様式 2）→⑥、（VII）→（IV）、（VIII）

## （3）輸血用血液の確保

電話等の通信手段の遮断により、医療機関から三重県赤十字血液センターに発注できない場合は、次により供給要請を行う。

医療機関から供給要請を受けた保健所は、薬務感染症対策課に供給を要請する。供給要請を受けた薬務感染症対策課は、三重県赤十字血液センターに供給を要請する。三重県赤十字血液センターは、供給要請のあった医療機関に供給する。

- ・ 供給ルート：医療機関⇒保健所⇒⑩→(IX)→(X)→(II)

#### (4) 備蓄が困難な医薬品の供給

##### ① 救護班等（避難所の慢性疾患患者）への慢性疾患用医薬品の供給

ア 原則として、慢性疾患患者の治療は地域の医療機関が行う。

保健所及び市町は、医療機関及び薬局の開業情報を救護班等関係者に周知するとともに、被災者（患者）への広報に努める。救護班等は、被災者（患者）に医療機関及び薬局の開業情報等を提供する。

被災者（患者）は、開業している医療機関に受診し、投薬を受ける（事例1）か、医療機関から処方せんの発行を受け、災害拠点薬局（または薬局）で調剤してもらう（事例2）。

（地域の医療機関による供給）

- ・ 供給ルート：（事例1）(I)→(II)  
（事例2）(I)→(II)→(V)→(VI)

イ 被災等により地域の医療機関の診療機能が著しく低下している場合は、救護班等の医師からの要請により、災害拠点薬局（または薬局）が地域内で確保して救護班等に供給する。

被災者（患者）は、救護班の医師を通じて供給を受ける（事例3）か、救護班等の医師から処方せんの発行を受け、災害拠点薬局（または薬局）で調剤してもらう（事例4）。

なお、地域内で確保できない場合は、IIIの3の(2)の②及び③（17頁～18頁）により補給する。

（救護班等を通じた供給）

- ・ 供給ルート：（事例3）(III)→③（①→④）→⑤→⑥→(IV)  
（事例4）(III)→(IV)→(V)→(VI)

##### ② 一般用（OTC）医薬品の供給

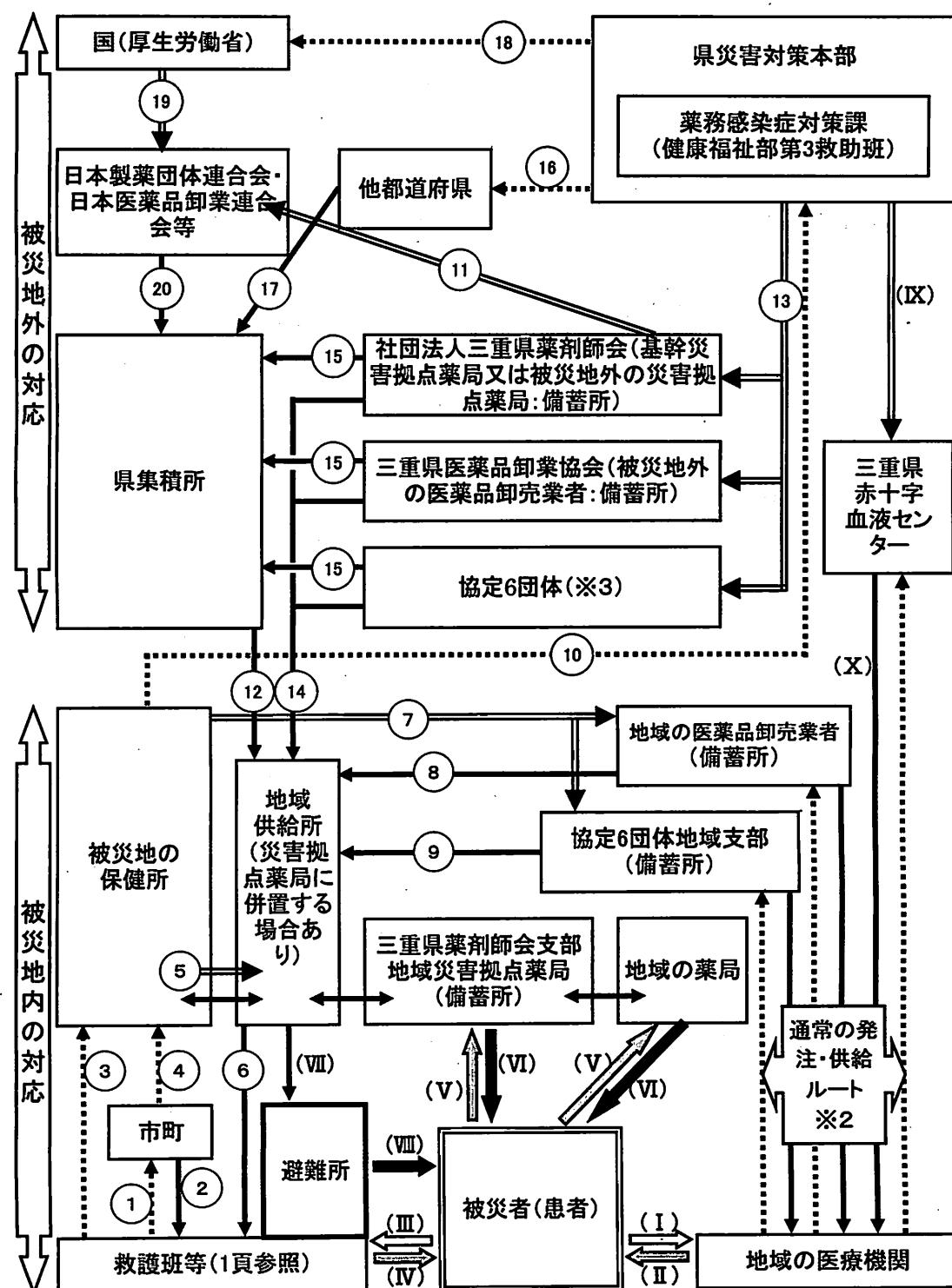
薬務感染症対策課または保健所は、市町が避難所を設置したとき、災害対策本部に「情報提供様式2（33頁）」により避難所への一般用医薬品の供給を推奨する。

市町から要請のあった一般用医薬品は、災害拠点薬局が被災地域内で確保する。

なお、被災地域内で一般用医薬品を確保できない場合は、IIIの3の(2)の②及び③（17頁～18頁）により確保する。

- ・ 供給ルート：④→⑤→(VII)→(VIII)

図2. 医薬品等の供給体制



#### 4 費用負担（災害救助法による支弁）

薬務感染症対策課及び保健所は、災害拠点薬局、三重県医薬品卸業協会、三重県医療機器販売業協会、東海歯科用品商協同組合三重県支部に備蓄を委託している医薬品等及び社団法人三重県薬剤師会、三重県医薬品卸業協会、社団法人三重県医薬品登録販売者協会、三重県薬事工業会、三重県医薬品配置協議会、東海歯科用品商協同組合三重県支部、三重県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部三重支部に供給を要請した医薬品等については、必要な都度、購入して救護所等に供給するものとする。なお、これらの費用負担は、いずれの場合も消費されたものについてのみが災害救助法の費用の支弁対象となる。

また、医薬品等製造販売業者、他都道府県等から援助の申し出があった医薬品等は被災地の医薬品の供給状況を十分に考慮して受け入れることとし、避難所等で活用する。

##### (1) 災害救助法の費用の範囲

救護所等の臨時に設置された施設において、救護班等が災害救助に用いた医薬品等は、災害救助法の費用の支弁対象として取り扱うことができる。

また、避難所において必要な者に提供された一般用医薬品についても災害救助法の費用の支弁対象として取り扱うことができる。

ただし、いずれの場合も消費されたものについてのみが災害救助法の費用の支弁対象となる。

##### (2) 費用の支弁請求手続き

災害救助法の費用に関しては、医薬品等に限らず、県の災害救助法担当部局（健康福祉部健康福祉総務課）を通じて厚生労働省に支弁請求の手続きがなされるため、薬務感染症対策課（県災害対策本部健康福祉部第3救助班）は災害救助法担当部局（健康福祉総務課）と連絡を取り、支弁対象範囲、申請方法等について指示を受ける。

手続きを進めるには、医薬品等の使用に関する証拠書類が必要となるので、「県集積所」及び「地域供給所」における医薬品等の発注、受取りの記録を保管しておく。

#### 5 局地的な災害発生時

風水害等の局地的な災害が発生した場合にも、必要なときは、大規模災害時と同じルートで医薬品等の供給を行う。

調査報告様式 1

[薬務感染症対策課 あて (Fax 059-224-2344) ]

県直轄・県委託備蓄所、三重県赤十字血液センター被害等調査・報告書(第 回)

月 日 ( ) 時 分現在

備蓄所名 : ( ) 記入者 : ( )

建物の状況	危険度	・被害あり[大(大規模な修繕必要)・中・小(一部修繕必要)] ・被害なし		
	建 物	使用可	使用不可	不明
	電 気	使用可	使用不可	不明
	ガ ス	使用可	使用不可	不明
	水 道	使用可	使用不可	不明
通信手段等	電 話	使用可	使用不可	不明
	F a x	使用可	使用不可	不明
	E メール	使用可	使用不可	不明
	所有車	使用可	台	
備蓄医薬品等の被 害状況	・被害あり [被害の程度 ( % 使用可 )] ・被害なし			
職員の状況	総職員数	名	総薬剤師数	名
	内、出勤者数	名	内、出勤者数	名
電話番号	( )			
F a x 番号	( )			
E メール等				
特記事項				

調査報告様式 2

[薬務感染症対策課 (Fax059-224-2344) または ( ) 保健所 (Fax〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)  
あて]

災害拠点薬局被害等調査・報告書 (第 回)

月 日 ( ) 時 分現在  
災害拠点薬局名:( ) 記入者:( )

建物の状況	危険度	・被害あり[大(大規模な修繕必要)・中・小(一部修繕必要)] ・被害なし		
	建 物	使用可	使用不可	不明
	電 気	使用可	使用不可	不明
	ガ ス	使用可	使用不可	不明
	水 道	使用可	使用不可	不明
通信手段等	電 話	使用可	使用不可	不明
	F a x	使用可	使用不可	不明
	E メール	使用可	使用不可	不明
	所有車	使用可	台	
開局の状況	開局の可否	可	不可	不明
	調剤の可否	可	不可	不明
	備蓄医薬品	・被害あり [被害の程度( %使用可)] ・被害なし		
	調剤用医薬品	・被害あり [被害の程度( %使用可)] ・被害なし		
職員の状況	総職員数	名	総薬剤師数	名
	内、出勤者数	名	内、出勤者数	名
電話番号	( )			
F a x 番号	( )			
E メール等				
特記事項				

調査報告様式 3

[薬務感染症対策課 (Fax 059-224-2344) または〇〇保健所 (Fax 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)  
あて]

薬局被害等調査・報告書 (第 回)

月 日 ( ) 時 分現在

薬局名 : ( ) 記入者 : ( )

建物の状況	危険度	・被害あり [大 (大規模な修繕必要)・中・小 (一部修繕必要)] ・被害なし		
	建 物	使用可	使用不可	不明
	電 気	使用可	使用不可	不明
	ガ ス	使用可	使用不可	不明
	水 道	使用可	使用不可	不明
通信手段等	電 話	使用可	使用不可	不明
	F a x	使用可	使用不可	不明
	E メール	使用可	使用不可	不明
	所有車	使用可	台	
開局の状況	開局の可否	可	不可	不明
	調剤の可否	可	不可	不明
	調剤用 医薬品	・被害あり [被害の程度 (%) 使用可] ・被害なし		
職員の状況	総職員数	名	総薬剤師数	名
	内、出勤者数	名	内、出勤者数	名
電話番号	( )			
F a x 番号	( )			
E メール等				
特記事項				

調査報告様式 4

[ ( ) 保健所あて (Fax 0000-00-0000) ]

薬局被害等調査・報告集計表 (第 回)

月 日 ( ) 時 分現在

薬剤師会名 : ( ) 記入者 : ( )

No	薬局名	被 害 状 況				備 考
		建物全体の状況	通信状況	開局状況	薬剤師数	
	被害なし・不明 危険度(大・中・小)	可・不可	可・不可	名		
	被害なし・不明 危険度(大・中・小)	可・不可	可・不可	名		
	被害なし・不明 危険度(大・中・小)	可・不可	可・不可	名		
	被害なし・不明 危険度(大・中・小)	可・不可	可・不可	名		
	被害なし・不明 危険度(大・中・小)	可・不可	可・不可	名		
	被害なし・不明 危険度(大・中・小)	可・不可	可・不可	名		
	被害なし・不明 危険度(大・中・小)	可・不可	可・不可	名		
	被害なし・不明 危険度(大・中・小)	可・不可	可・不可	名		
	被害なし・不明 危険度(大・中・小)	可・不可	可・不可	名		
	被害なし・不明 危険度(大・中・小)	可・不可	可・不可	名		
	被害なし・不明 危険度(大・中・小)	可・不可	可・不可	名		
	被害なし・不明 危険度(大・中・小)	可・不可	可・不可	名		
	被害なし・不明 危険度(大・中・小)	可・不可	可・不可	名		
	被害なし・不明 危険度(大・中・小)	可・不可	可・不可	名		
	被害なし・不明 危険度(大・中・小)	可・不可	可・不可	名		
	被害なし・不明 危険度(大・中・小)	可・不可	可・不可	名		
	電話番号	( )				
	Fax 番号	( )				
	Eメール等					
	特記事項					

調査報告様式 5

[薬務感染症対策課(Fax059-224-2344)または〇〇保健所(Fax〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)あて]

協定団体 ( ) 施設被害等調査・報告書 (第 回)

月 日 ( ) 時 分現在

施設名 : ( ) 記入者 : ( )

建物の状況	危険度	・被害あり[大(大規模な修繕必要)・中・小(一部修繕必要)] ・被害なし		
	建 物	使用可	使用不可	不明
	電 気	使用可	使用不可	不明
	ガ ス	使用可	使用不可	不明
	水 道	使用可	使用不可	不明
通信手段等	電 話	使用可	使用不可	不明
	F a x	使用可	使用不可	不明
	E メール	使用可	使用不可	不明
	所有車	使用可	台	
営業の状況	営業の可否	可	不可	不明
	販売医薬品等	・被害あり[被害の程度(%使用可)] ・被害なし		
職員の状況	総職員数	名	総薬剤師数	名
	内、出勤者数	名	内、出勤者数	名
電話番号	( )			
F a x 番号	( )			
E メール等				
特記事項				

調查報告樣式 6

[ ( ) 保健所あて (Fax〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇) ]

## 協定団体被害等調査・報告集計表（第 回）

月 日 ( ) 時 分 現在

協定団体名:( ) 記入者:( )

緊急車両様式1

<b>地震防災</b> <b>応急対策用</b> <b>災 害</b>  <b>緊急通行車両等事前届出書</b>  年 月 日  公安委員会 様 申請書 住 所 電 話 氏 名  印		<b>地震防災</b> <b>応急対策用</b> <b>災 害</b>  <b>緊急通行車両等事前届出済証</b>  左記のとおり事前届出を受けたことを証する。  年 月 日  公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員及び品名）		
使用者	住所	( ) 局 番
	氏名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付のうえ、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部に提出してください。		
(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時にはこの届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。  2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を紛失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。  3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき (3) その他、緊急車両等としての必要性がなくなったとき		

緊急車両様式2

緊急通行車両等確認証明申請書

年 月 日

警察署長 様

申請書  
住 所

( ) 局 番

氏 名

印

番号標に表示 されている番号			
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員及び品名）			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経過	出 発 地	目的 地	
備 考	<p style="text-align: right;">交付番号</p>		

緊急車両様式 3

第 号	年 月 日		
緊急通行車両等確認証明書			
三重県公安委員会 印			
番号標に表示 されている番号			
輸送人 または品名			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 過	出 発 地	経 由 内	目 的 地
備 考			

情報提供様式 1

第 号  
平成 年 月 分  
発信時刻 時 分

医薬品等供給情報提供書

各救護班等 様

情報提供者

保健所長

三重県健康福祉部薬務感染症対策課長

医薬品等の供給に関する情報を次のとおり提供します。

1 医薬品等の供給元

- (1) 名 称 地域医薬品等供給施設  
(2) 所在地 \_\_\_\_\_  
(3) 責任者 \_\_\_\_\_  
(4) 連絡方法 電話：  
Fax :

2 供給可能な医薬品等

裏面のとおり

3 医薬品等の搬送方法 (いずれかに○印を付す)

- ・ 供給元が救護班等まで搬送
- ・ 救護班等が供給元（地域医薬品等供給施設）で受領
- ・ 搬送方法等は供給元と協議

5 その他

- (1) 緊急に供給可能な医薬品及び数量は限定されていますので、ご注意ください。  
(2) 慢性疾患治療で必要な医薬品等に関することは、事務担当までご照会ください。

事務担当	○○保健所 衛生指導課 (担当：○○・○○) (TEL:000-000-0000, FAX: 000-000-0000) 薬務感染症対策課薬事グループ (担当：○○・○○) (TEL:059-224-2330 , FAX:059-224-2344)
------	---

※ この情報提供様式1には、「供給様式1」を添付すること。

## 別紙1 供給可能な医薬品等リスト

## 情報提供様式2

第 号  
平成 年 月 日  
発信時刻 時 分

### 医薬品等供給情報提供書

各市町災害対策本部 様

情報提供者

保健所長

三重県健康福祉部薬務感染症対策課長

貴市町が設置した避難所への一般用医薬品の供給を推奨します。

#### 1 医薬品等の供給元

- (1) 名 称 地域医薬品等供給施設  
(2) 所在地 \_\_\_\_\_  
(3) 責任者 \_\_\_\_\_  
(4) 連絡方法 電話 :  
Fax :

#### 2 供給を推奨する医薬品等

裏面のとおり

#### 3 医薬品等の搬送 (いずれかに○印を付す)

- ・ 供給元が市町災害対策本部まで搬送
- ・ 供給元が指定の避難所まで搬送
- ・ 搬送方法等は市町災害対策本部と協議

#### 5 その他

- (1) 供給する医薬品等は貴市町に購入していただくことになりますが、災害救助法の費用の支弁対象として取り扱うことができます。詳細は事務担当までご照会ください。  
(2) 供給する医薬品等はできる限り地域の薬局・薬店等で確保することとしています。

事務担当	〇〇保健所 衛生指導課 (担当 : 〇〇・〇〇) (TEL:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇, FAX: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇) 薬務感染症対策課薬事グループ (担当 : 〇〇・〇〇) (TEL:059-224-2330, FAX:059-224-2344)
------	--

※ この情報提供様式1には、「供給様式1」を添付すること。

## 別紙1 供給可能な一般用医薬品等リスト

## 供給様式 1

## 経由欄

区分	市町
施設名	
日 時	月 日 時
担当者	

第 号  
 平成 年 月 日  
 発信時刻 時 分

## 医薬品等供給要請書

保健所長 あて三重県健康福祉部薬務感染症対策課長 あて

要請者 \_\_\_\_\_  
 連絡先 \_\_\_\_\_

医薬品等の供給を次のとおり要請します。

## 1 医薬品等を必要とする場所

- (1) 名 称 \_\_\_\_\_
- (2) 所在地 \_\_\_\_\_
- (3) 責任者 \_\_\_\_\_
- (4) 連絡先 \_\_\_\_\_

## 2 必要な医薬品等

品名	規格等	数量	備考

## 3 その他

## 備考

- ・ この様式は、「III 災害発生時の対応」図2中の①、③、④、⑩の供給要請時に使用する。
- ・ 要請者は本書を2部作成し、1部を控えとして保存すること。なお、経由施設においても本書の写しを保存すること。

供給様式 2

第 号  
平成 年 月 日 分  
発信時刻 時 分

## 医薬品等発注（搬送要請）書

樣

要讀者

保健所長

**〈TEL:000-000-0000, FAX: 000-000-0000〉**

## 三重県健康福祉部薬務感染症対策課長

〈TEL:059-224-2330 , FAX:059-224-2344〉

医薬品等を次のとおり発注（搬送要請）します。

## 1 医薬品等の納品（搬送）先

(1) 名 称 \_\_\_\_\_

(2) 所在地 \_\_\_\_\_

### (3) 責任者

## 2 納品（搬送）する医薬品等

3 その他

備考

- この様式は、「III 災害発生時の対応」図2中の⑤、⑦、⑪、⑬の発注（搬送要請）時に使用する。
  - 発注（搬送要請）者は本書を2部作成し、1部を控えとして保存すること。なお、経由施設においても本書の写しを保存すること。

## 供給様式3

## 経由欄

区分			
施設名			
日 時			
担当者			

第 号  
平成 年 月 日  
発信時刻 時 分

## 医薬品等納品（搬送完了報告）書

納品先： 様経由  
保健所長 あて  
三重県健康福祉部薬務感染症対策課長 あて

報告者 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日付第 号で発注（搬送要請）のあった医薬品等を次のとおり納品（搬送）しました。

## 1 医薬品等の納品（搬送）先

- (1) 名 称 \_\_\_\_\_  
(2) 所在地 \_\_\_\_\_

## 2 納品（搬送）した医薬品等

品 名	規格等	数量	備考

## 3 医薬品等の納品（搬送）方法

自動車・バイク・徒步・その他 ( )

## 4 納品（搬送）日時

平成 年 月 日 時

## 5 その他

## 医薬品等の受領

上記の日時に上欄の医薬品等を受け取りました。 氏名

印

## 備考

- この様式は、「III 災害発生時の対応」図2中の⑥、⑧、⑨、⑫、⑭、⑮の医薬品等納品（搬送完了報告）時に使用する。なお、自社の納品書等でも代用できる。
- 納品（搬送完了報告）者は本書を1部作成し、発注（搬送要請）元へ提出すること。なお、各施設で写しを保存すること。

## IV 災害時における備蓄・救援医薬品の管理・供給

### 1 災害時備蓄医薬品等管理要領

#### (目的)

第1 この要領は、災害発生直後の初動期（概ね3日間）の医療救護活動に必要な医薬品、医療機器及び衛生材料（以下「医薬品等」という。）を備蓄するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

#### (備蓄場所等)

第2 医薬品等の備蓄場所及び備蓄品目は次のとおりとする。

区分	所在地（別表1）	備蓄品目
災害医薬品備蓄センター	津市	別表2
保健所	伊勢保健所志摩衛生指導課、三重県職員公舎 熊野寮	別表3
災害医薬品備蓄所 (三重県医薬品卸業協会)	北勢・中勢・南勢・伊賀・尾鷲地域の医薬品 卸売業者営業所	別表4
災害医薬品備蓄所 (災害拠点薬局)	県内10地域の地域災害拠点薬局と基幹災害 拠点薬局（津市）	別表5
災害衛生材料流通備蓄所	北部・中部・南部地域の医療機器販売業者営 業所	別表6
災害歯科用医薬品等流通備蓄 所	北部・中部・南部地域の歯科用品商営業所	別表7

#### (管理業務等)

第3 各備蓄所にあっては、災害時医薬品等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を定め、毎年2回（1回は有効期限切れ医薬品等の交換時、他の1回は有効期限切れ医薬品等の交換時より約半年後）次の業務を行い、常時使用可能な状態にしておくものとする。

- (1) 医薬品等の変質・変敗、破損等の点検
- (2) 医薬品等の有効期限の確認
- (3) 有効期限切れ及び不良医薬品等の廃棄
- (4) 管理記録の作成

#### (記録の作成等)

第4 管理責任者は、第3に定める管理業務についての管理記録（備蓄様式1）を作成するものとする。

2 管理責任者は、備蓄医薬品等の管理中に不良品を発見したときは、適切に処理しその旨を記録するものとする。

(医薬品等の使用)

第5 災害発生時、県災害対策本部健康福祉部第3救助班（薬務感染症対策課）は、保健所からの要請に応じて備蓄医薬品等の供給を指示するものとする。

(報告)

第6 各備蓄所にあっては、備蓄医薬品等を使用した時は、使用報告書（備蓄様式2）により、県災害対策本部健康福祉部第3救助班長（薬務感染症対策課長）に報告するものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるものの他、必要な事項はその都度定める。

附則 この要領は、平成11年3月9日から施行する。

附則 この要領は、平成13年3月5日から施行する。

附則 この要領は、平成15年3月26日から施行する。

附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成22年3月19日から施行する。

附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表 1

1 災害医薬品備蓄センター

名称	所在地	TEL	FAX	担当者
三重県災害医薬品備蓄センター	津市桜橋 2-191 三重県赤十字血液センター内	059-229-3580	059-229-3589	薬務感染症対策課 224-2330

2 保健所

名称	所在地	TEL	FAX	担当者
三重県伊勢保健所志摩衛生指導課	志摩市阿児町鵜方 3098-9 伊勢保健所 志摩衛生指導課内	0599-43-5111	0599-43-5115	志摩衛生指導課
三重県熊野保健所	熊野市井戸町字松田 4877-61 三重県職員公舎熊野寮内	0597-85-4102	0597-85-3914	衛生指導課

3 災害医薬品備蓄所（三重県医薬品卸業協会）

備蓄所	所在地	備蓄協力施設名	備考
北勢地域	四日市市内	アルフレッサ株式会社三重北勢営業所 株式会社スズケン四日市支店 シーエス薬品株式会社四日市支店 東邦薬品株式会社四日市営業所 中北薬品株式会社四日市支店 株式会社メディセオ四日市支店	
中勢地域	津市内	アルフレッサ株式会社三重中勢支店 株式会社スズケン津支店 シーエス薬品株式会社津支店 中北薬品株式会社津支店 東邦薬品株式会社津営業所 株式会社メディセオ津支店	電話番号及び FAX 番号は P81及びP82の 三重県医薬品 卸業協会会員 名簿を参照
南勢地域	伊勢市内	アルフレッサ株式会社伊勢支店 株式会社スズケン伊勢支店 中北薬品株式会社伊勢営業所 東邦薬品株式会社伊勢営業所	
	明和町内	株式会社メディセオ南勢支店	
伊賀地域	伊賀市内	アルフレッサ株式会社上野支店 株式会社スズケン上野支店 株式会社メディセオ上野支店	
尾鷲地域	尾鷲市内	アルフレッサ株式会社尾鷲支店	

#### 4 災害医薬品備蓄所（災害拠点薬局）

備蓄所名	所在地	薬局名	TEL	FAX
県 (基幹)	津市江戸橋1丁目113	社団法人三重県薬剤師会 会営津調剤薬局	059-231 -1134	059-232 -7918
桑名	員弁郡東員町城山3丁目 21-10	モリワキ薬局	0594-76 -7898	0594-76 -9741
四日市	四日市市本町9-8	医薬分業推進支援センター	059-354 -8440	059-354 -8441
鈴鹿	鈴鹿市安塚町638-21	鈴鹿センター薬局	059-381 -2298	059-381 -2299
津	津市久居明神町風早 2093-1	社団法人三重県薬剤師会 会営久居調剤薬局	059-256 -6717	059-255 -0771
松阪	松阪市殿町1580-1	センター薬局市民病院前店	0598-22 -2356	0598-22 -2000
伊勢	伊勢市楠部町3039	伊勢度会調剤薬局	0596-26 -2131	0596-20 -2030
志摩	志摩市阿児町鵜方 1262-1	志摩センター薬局	0599-46 -0777	0599-46 -0888
伊賀	伊賀市上野四十九町 831-4	上野センター薬局	0595-26 -2512	0595-26 -2511
尾鷲	尾鷲市上野町5-37	紀北調剤薬局病院前店	0597-23 -2525	0597-23 -2575
熊野	南牟婁郡御浜町大字阿田 和4735	有限会社紀南調剤薬局	0597-93 -1550	0597-93 -1550

※社団法人三重県薬剤師会各支部のTEL及びFAXは関係機関一覧(77頁)でご確認ください

#### 5 災害衛生材料流通備蓄所

名称	所在地	施設名	TEL	FAX
三重県災害衛生材 料北部流通備蓄所	四日市市新正 2-15-6	中辻医科器械株式会社 四日市営業所	059-351 -6552	059-351 -6972
三重県災害衛生材 料中部流通備蓄所	津市高茶屋小森上野 町1336-1	中辻医科器械株式会社 本社	059-234 -2600	059-234 -9197
三重県災害衛生材 料南部流通備蓄所	伊勢市小木町478-1	中辻医科器械株式会社 伊勢営業所	0596-36 -3311	0596-36 -3382

#### 6 災害歯科用医薬品等流通備蓄所

名 称	幹事会社所在地 / 施設名		TEL	FAX
三重県災害歯科用医薬 品等北部流通備蓄所	四日市市東日野 1-2-18	有限会社ハセガワ	0593-21 -8216	0593-21 -7660
三重県災害歯科用医薬 品等中部流通備蓄所	松阪市若葉町87-7 卸センター内	株式会社トーデント 三重松阪営業所	0598-50 -2112	0598-50 -2113
三重県災害歯科用医薬 品等南部流通備蓄所	伊勢市御薗町高向 556	有限会社森北歯科商 店	0596-28 -3953	0596-23 -3497

別表2

## 1 災害医薬品備蓄センター 医薬品備蓄リスト

No.	薬効分類	一般名	規格/単位	備蓄量
1	血管拡張剤	亜硝酸アミル(吸入用)	0.25mL/A	20
2	その他の循環器官用薬	ポリスチレンスルホン酸カルシウム	5g/包	420
3	解毒剤	プラリドキシムヨウ化メチル 500mg	20mL/A	40
4		ジメルカプロール 100mg/mL	100mg/A	20
5		チオ硫酸ナトリウム 2g/20mL	20mL/A	100
6		エデト酸カルシウム・2ナトリウム 1g/5mL	5mL/A	40
7		球形吸着炭(薬用炭) 2g/包	2g/包	336
8	トキソイド類	沈降破傷風トキソイド(キット) 5Lf/0.5mL	0.5mL/A	20
9	血液製剤類	PG処理抗破傷風人免疫血清グロブリン	250IU/V	10
10	緩下剤	クエン酸マグネシウム 50g/包	50g/包	40
11	血糖測定キット	血糖測定器、穿刺器具、穿刺針	1組	10
12	血糖測定チップ	血糖測定用チップ	25個/箱	250

## 2 災害医薬品備蓄センター 衛生材料備蓄リスト

No	分類	品名	規格包装	備蓄量
1	医療機器	輸血・輸液器具類	輸液セット(25本入)	21G 静脈針付 4
2			小児輸液セット(50セット入)	静脈針なし 1
3			輸血セット(50セット入)	静脈針付 1
4			留置針(50本入)	18G 1
5			留置針(50本入)	22G 1
6			翼付静脈針(50セット入)	18G 1
7			翼付静脈針(50セット入)	22G 1
8	注射用器具		注射器・針(ディスポ)(100本入)	5mL 針付 2
9			注射器・針(ディスポ)(100本入)	10mL 針付 1
10			注射器(ディスポ)(50本入)	20mL 針なし 1
11			注射針(ディスポ)(100本入)	18G 1
12			注射針(ディspo)(100本入)	21G 1
13			注射針(ディspo)(100本入)	22G 1
14	固定器具	副木 ソフラットシーネ(10本入)	M 2×8×62cm	5
15	衛生材料	三角巾	三角巾 L	25
16		綿球	滅菌綿球 径1.4cm 10球入 60袋	1
17			滅菌綿球 径2cm 10球入 40袋	1
18		紺創膏	アルポリン(12入)	2.5cm×9m : フィルム製微小孔付 3
19			トラバン(10巻入)	9mm×10m : 紙テープ 2
20			コクテルン(12入)	25mm×5m : 伸縮性 2
21			コクテルン(6入)	50mm×5m : 伸縮性 3
22			パテンバン(24巻)	12mm×5m : フィルム型 1
23			パテンバン(6巻)	50mm×5m : フィルム型 3
24			オウキュウバン(200入)	M 21×70mm 3
25		包帯	ノスコレッチN o. 6(10巻入)	5cm×9m : 伸縮性 5
26			ノスコレッチN o. 4(10巻入)	7.5cm×9m : 伸縮性 5
27			レポ包帯 4裂反巻(1本)	7.5cm×9m 5
28			レポ包帯 5裂反巻(1本)	6cm×9m 5
29			レポ包帯 6裂反巻(1本)	5cm×9m 5
30			コンネット包帯 3号(1箱)	32mm×25m 2
31			コンネット包帯 4号(1箱)	50mm×25m 2
32			コンネット包帯 5号(1箱)	60mm×25m 2
33	脱脂綿	カット綿	4cm×4cm 500g	3
34	ガーゼ	滅菌ガーゼ(1枚袋入100袋)	7.5mm×7.5mm 12枚重	3
35		ガゼロン 1号	30cm×30cm ハツ折	1
36		ガゼロン 4号	30cm×30cm 四ツ折	1
37	綿棒	綿棒 片綿(15袋入)	処置用 15cm 100本袋入	1
38	油紙	油紙(100枚入)	38cm×26.5cm	5
39	シーツ	防水シーツ(滅菌済)(25枚入)	1m×1.2m	2
40	手袋	手術用ゴム手袋(25双函入)	No. 7	1
41		手術用ゴム手袋(25双函入)	No. 7.5	1
42		プラスティック手袋(100枚函入)	Mサイズ	1

別表3

## 1 保健所 医薬品備蓄リスト

No	薬効分類	一般名	規格/単位	備蓄量	
				志摩	熊野
1	全身麻酔剤	注射用チアミールナトリウム 500mg(20mL 溶液)	500mg/A	10	10
2		プロポフォール注射液 500mg	50mL/V	10	10
3	催眠鎮静剤・抗不安剤	ミダゾラム注射液 10mg/2mL	2mL/A	20	20
4		ジアゼパム注射液 10mg/2mL	2mL/A	20	20
5	解熱鎮痛消炎剤	ベンタゾシン注射液 15mg/mL	1mL/A	20	20
6	局所麻酔剤	塩酸リドカイン注射液ポリアンプ 1%100mg	10mL/A	100	100
7		塩酸リドカインゼリー 2%	30mL/本	10	10
8		リドカイン噴霧剤 8%	80g/本	4	4
9	骨格筋弛緩剤	臭化ヘクロニウム静注用 4mg(溶解液 1mL添付)	4mg/A	20	20
10	鎮けい剤	硫酸アトロビンシリンジ 0.05%1mL	0.5mg/A	20	20
11	眼科用剤	オフロキサシン軟膏 0.3%	3.5g/本	10	10
12	強心剤	アミノフィリン注射液 250mg/250mL	250mg/B	10	10
13		塩酸ドバミン注 0.3%200mL バッグ	200mL/B	10	10
14		塩酸ドブタミン注射液 100mg	5mL/A	10	10
15	血圧降下剤	塩酸ニカルジピン注射 10mg	10mL/A	20	20
21		塩酸ニカルジピン錠 20mg	20mg/T	100	100
16	不整脈用剤	静注用リドカイン注射液 2% 5mL	5mL/A	10	10
17		塩酸ベラバミル注射液 5mg/2mL	2mL/A	20	20
18	利尿剤	フロセミド注射液 20mg	2mL/A	10	10
19	血管収縮剤	塩酸フェニレフリン注射液 1mg/1mL	1mL/A	20	20
20	血管拡張剤	ニトログリセリン錠 0.3mg	0.3mg/T	200	200
22		硝酸イソソルビド噴霧剤(100回分)	7.2g/本	5	5
23	その他の循環器官用薬	D-マンニトール注射液 20%300mL	300mL/B	10	10
24	気管支拡張剤	硫酸サルブタモール吸入剤 0.16%(200回)	13.5mL/本	5	5
25	副腎ホルモン剤	エピネフリンシリンジ 0.1%1mL	1mL/A	40	40
26		ノルエピネフリン注射液 0.1%1mL	1mL/A	10	10
27	副腎皮質ホルモン剤	コハク酸ヒトコルチゾンナトリウム注射用 100mg	100mg/V	10	10
28	外皮用殺菌消毒剤	グルコン酸クロルヘキシジン液 0.05%	500mL/B	20	20
29	糖類剤	フトウ糖注射液 10%500mL	500mL/B	20	20
30	血液代用剤	生理食塩液 100mL	100mL/B	30	30
31		生理食塩液 500mL	500mL/B	20	20
32		生理食塩液(闊栓型) 500mL	500mL/B	20	20
33		乳酸リングル液	500mL/B	30	30
34	血液凝固阻止剤	ヘパリンナトリウム注射液 1000U/mL	5mL/V	10	10
35	解毒剤	炭酸水素ナトリウム注射液 8.4%	20mL/A	40	40
36	溶解剤	注射用水	20mL/A	100	100
37	含嗽剤	ポピドンヨード含嗽剤	30mL/本	250	250
38	外皮用殺菌消毒剤	ポピドンヨード液	250mL/B	20	20
39		イソプロパノール液 70%	500mL/B	20	20
40	血液代用剤	塩化ナトリウム・フトウ糖剤 200mL	200mL/B	40	40
41		乳酸ナトリウム・無機塩類・糖類剤	500mL/B	40	40
42	主としてグラム陽性、陰性菌に作用するもの	セファゾリンナトリウムキット 1g(生食 100mL)	1g/B	40	30

\* 伊勢保健所志摩衛生指導課及び熊野保健所において、各々備蓄量分を備蓄する。

## 2 保健所 衛生材料備蓄リスト

No	分類	品名	規格包装	備蓄量
1	医療機器	輸血・輸液器具類	輸液セット(25本入) 小児輸液セット(50セット入) 輸血セット(50セット入) 留置針(50本入) 留置針(50本入) 翼付静脈針(50セット入) 翼付静脈針(50セット入)	21G 静脈針付 静脈針なし 静脈針付 18G 22G 18G 22G
2		注射用器具	注射器・針(ディスポ)(100本入) 注射器・針(ディスポ)(100本入) 注射器(ディスポ)(50本入) 注射針(ディスポ)(100本入) 注射針(ディspo)(100本入) 注射針(ディspo)(100本入)	5mL針付 10mL針付 20mL針なし 18G 21G 22G
3		固定器具	副木 ソフラットシーネ(10本入)	M 2×8×62cm
4		三角巾	三角巾	L
5		綿球	滅菌綿球 滅菌綿球	径1.4cm 10球入 60袋 径2cm 10球入 40袋
6		紺創膏	アルポリン(12入) トラバン(10巻入) コクテルン(12入) コクテルン(6入) パテンバン(24巻) パテンバン(6巻) オウキュウバン(200入)	2.5cm×9m : フィルム製微小孔付 9mm×10m : 紙テープ 25mm×5m : 伸縮性 50mm×5m : 伸縮性 12mm×5m : フィルム型 50mm×5m : フィルム型 M 21×70mm
7		包帯	ノンコレッチN o. 6(10巻入) ノンコレッチN o. 4(10巻入) レボ包帯 4裂反巻(1本) レボ包帯 5裂反巻(1本) レボ包帯 6裂反巻(1本) コネット包帯 3号(1箱) コネット包帯 4号(1箱) コネット包帯 5号(1箱)	5cm×9m : 伸縮性 7.5cm×9m : 伸縮性 7.5cm×9m 6cm×9m 5cm×9m 32mm×25m 50mm×25m 60mm×25m
8		脱脂綿	カット綿	4cm×4cm 500g
9		ガーゼ	滅菌ガーゼ(1枚袋入100袋) ガゼロン 1号 ガゼロン 4号	7.5mm×7.5mm 12枚重 30cm×30cm ハツ折 30cm×30cm 四ツ折
10		綿棒	綿棒 片綿(15袋入)	処置用 15cm 100本袋入
11		油紙	油紙(100枚入)	38cm×26.5cm
12		シーツ	防水シーツ(滅菌済)(25枚入)	1m×1.2m
13		手袋	手術用ゴム手袋(25双函入)	No. 7
14			手術用ゴム手袋(25双函入)	No. 7.5
15			プラスティック手袋(100枚函入)	Mサイズ

\* 伊勢保健所志摩衛生指導課及び熊野保健所において、各々備蓄量分を備蓄する。

No	分類	一般名	規格/単位	備蓄量
1	全身麻酔剤	注射用チオペンタールナトリウム	300mg/A	10
2		プロポフォール注射液 500mg	50mL/V	10
3	催眠鎮静剤・抗不安剤	ミダゾラム注射液 10mg/2mL	2mL/A	20
4		ジアゼパム注射液 10mg/2mL	2mL/A	20
5	解熱鎮痛消炎剤	ペンタゾシン注射液 15mg/mL	1mL/A	20
6	局所麻酔剤	塩酸リドカイン注射液	100mg/A	40
7		塩酸リドカイン注 1%100mL	1000mg/100mL	40
8		塩酸リドカインゼリー 2%	30mL/本	10
9		リドカイン噴霧剤 8%	80g/本	8
10	骨格筋弛緩剤	臭化ベクロニウム静注用 4mg(溶解液1mL添付)	4mg/A	20
11	鎮けい剤	硫酸アトロピンシリソジ 0.05%	0.5mg/mL	20
12	眼科用剤	オフロキサシン軟膏 0.3%	3.5g/本	10
13	強心剤	アミノフィリン注射液 250mg/250mL	250mg/250mL	10
14		塩酸ドバミン注 0.3% 200mL バッグ	200mL/B	10
15		希釈型塩酸ドブタミン注 0.3%600mg	200mL/B	10
16	血圧降下剤	塩酸ニカルジピン注射液 2mg/ 2mL	2mL/A	20
17		塩酸ニカルジピン注射液 10mg/10mL	10mL/A	20
18	不整脈用剤	静注用リドカイン注射液 2%5mL	5mL/A	10
19		塩酸ベラパミル注射液 5mg/2mL	2mL/A	20
20	利尿剤	フロセミド注射液 20mg	2mL/A	10
21	血圧降下剤	ニフェジピンカプセル 5mg	5mg/C	400
22	血管収縮剤	塩酸フェニレフリン注射液 1mg/1mL	1mL/A	20
23	血管拡張剤	ニトログリセリン錠 0.3mg	0.3mg/T	200
24		硝酸イソソルビド噴霧剤 (100回分)	7.2g/本	5
25	その他の循環器官用薬	D-マンニトール注射液 20%300mL	300mL/B	10
26	気管支拡張剤	硫酸サルブタモール吸入剤 0.16% (200回)	13.5mL/本	5
27	副腎ホルモン剤	エピネフリンシリソジ 0.1% 1mL	1mL/A	40
28		ノルエピネフリン注射液 0.1% 1mL	1mL/A	10
29	副腎皮質ホルモン剤	コハク酸ヒドロコルゾンナトリウム注射用 100mg	100mg/V	10
30	外皮用殺菌消毒剤	グルコン酸クロルヘキシジン液 0.05%	25mL/B	40
31	糖類剤	ブドウ糖注射液 10%500mL	500mL/B	20
32	血液代用剤	生理食塩液	100mL/B	30
33		生理食塩液	500mL/B	20
34		乳酸リングル液	500mL/B	20
35		低分子デキストラン加乳酸リングル液	500mL/B	20
36	血液凝固阻止剤	ヘパリンナトリウム注射液 1000U/mL	5mL/V	10
37	解毒剤	炭酸水素ナトリウム注射液 8.4%20mL	20mL/A	40
38	溶解剤	注射用水	20mL/A	100

※ 北勢（四日市市）、中勢（津市）、南勢（伊勢市、明和町）、伊賀（伊賀市）、尾鷲（尾鷲市）の各備蓄所において、各々備蓄量を外科系救急医薬品として備蓄する。

災害医薬品備蓄所（三重県医薬品卸業協会） 医薬品備蓄リスト No. 2

No.	分類	一般名	規格/単位	包装	備蓄量								
					北勢			中勢			南勢		
					桑名	四日市	鈴鹿	三重県	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲
39	含嗽剤	ポピドンヨード含嗽剤	30mL/本	50	100	150	150	250	300	100	200	200	50
40	外皮用殺菌消毒剤	ポピドンヨード液	250mL/B	20	20	20	20	40	40	20	20	20	20
41		イソプロパノール液 70%	500mL/B	20	20	20	20	40	40	20	20	20	20
42	血液代用剤	塩化ナトリウム・ブドウ糖剤	200mL/B	20	40	40	40	60	80	40	40	40	20
43		乳酸ナトリウム・無機塩類・糖類剤	500mL/B	20	40	40	40	60	80	40	40	40	20
44	主としてグラム陽性、陰性菌に作用するもの	セファゾリンNaキット 1g (生食 100mL)	1g/B	10	20	30	30	40	40	20	30	30	10

※ 北勢（四日市市）、中勢（津市）、南勢（伊勢市、明和町）、伊賀（伊賀市）、尾鷲（尾鷲市）の各備蓄所において各地域の合計分を内科系救急疾患用医薬品として備蓄する。

別表5

## 1 災害医薬品備蓄所（災害拠点薬局） 医薬品備蓄リスト No. 1

No.	薬効分類	一般名	規格/単位
1	催眠鎮静剤・抗不安剤	ジアゼパム錠 2mg	2mg/T
2		プロチゾラム錠 0.25mg	0.25mg/T
3	解熱鎮痛消炎剤	アセトアミノフェン錠 200mg	200mg/T
4		アセトアミノフェン坐剤（小児用） 100mg	100mg/個
5		ジクロフェナクナトリウム坐剤 25mg	25mg/個
6		ロキソプロフェンナトリウム錠 60mg	60mg/T
7		エチゾラム錠 0.5mg	0.5mg/T
8	総合感冒剤	サリチル酸アセトアミノフェン・無水カフェイン・メチレングリコール酸プロピレン配合剤	1g/SP
9		サリチル酸アセトアミノフェン・無水カフェイン・メチレングリコール酸プロピレン配合剤（小児用）	1g/SP
10	鎮咳剤	臭化ブチルスコポラミン錠 10mg	10mg/T
11	眼科用剤	レボフロキサシン液 0.5%	5mL/本
12	強心剤	ジゴキシン錠 0.25mg	0.25mg/T
13	利尿剤	フロセミド錠 40mg	40mg/T
14	血管拡張剤	硝酸イソソルビド錠 5mg	5mg/T
15		硝酸イソソルビド貼付剤	40mg/枚
16	鎮咳剤	リン酸ベンプロペリン錠 20mg	20mg/T
17	気管支拡張剤	塩酸プロカテロール噴霧吸入剤	5mL/本
18	止しや剤、整腸剤	耐性乳酸菌製剤(4)散 1g	1g/包
19		塩酸ロペラミドカプセル 1mg	1mg/包
20	消化性潰瘍用剤	ファモチジン錠 D錠 20mg（口腔内崩壊錠）	20mg/T
21		アズレクシルホン酸ナトリウム・L-グルタミン配合剤	0.5g/HS
22	下剤、浣腸剤	センノシド錠 12mg	12mg/T
23	その他の消化器官用薬	ドンペリドン錠 10mg	10mg/T
24		ドンペリドン坐剤 30mg	30mg/個
25	副腎ホルモン剤	プレドニゾロン錠 5mg	5mg/T
26	その他のホルモン剤	インスリノン（遺伝子組換え）キット 300 単位	300U/キット
27		ヒトインスリノン（遺伝子組換え）キット 300 単位	300U/キット
28	化膿性疾患用剤	硫酸ゲンタマイシン軟膏	10g/本
29	鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤	吉草酸・タマツソ、硫酸ゲンタマイシン配合軟膏	5g/本
30		ケトプロフェン貼付剤	7枚/袋
31	止血剤	カルバゾン・クロムスルホン酸ナトリウム錠 30mg	30mg/T
32	その他の血液・体液用薬	アスピリン腸溶錠 100mg	100mg/T
33	抗ヒスタミン剤	d-マレイン酸クロルフェニラシン錠 2mg	2mg/T
34	主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの	塩酸セフカペンピポキシル錠 100mg	100mg/T
35	主としてグラム陽性・マイコプラスマに作用するもの	クラリスロマイシン錠 200mg	200mg/T
36	主としてグラム陽性・マイコプラスマに作用するもの	アジスロマイシンカプセル 100mg	100mg/C
37	主としてグラム陽性・陰性菌、リッカア、ケジアマに作用するもの	ミノサイクリン塩酸塩錠 50mg	50mg/T
38	合成抗菌剤	レボフロキサシン錠 500mg	500mg/T

\* 三重県の地震被害想定に応じて、各地域災害拠点薬局での保管備蓄量を決定する。

2 災害医薬品備蓄所（災害拠点薬局） 医薬品備蓄量 No. 2

No	備蓄量											合計	
	災害拠点薬局												
	県薬	桑名 支部	四日 市支 部	鈴鹿 支部	津支 部	松阪 支部	伊勢 支部	志摩 支部	伊賀 支部	尾鷲 支部	熊野 支部		
1	800	300	500	600	900	300	600	500	600	200	500	5,800	
2	700	300	400	500	800	300	500	400	500	100	400	4,900	
3	300	100	200	200	300	100	200	200	200	100	200	2,100	
4	250	100	150	150	250	100	150	150	150	50	150	1,650	
5	300	150	200	200	350	100	200	200	200	50	200	2,150	
6	3,700	1,400	2,200	2,400	4,200	1,400	2,500	2,200	2,500	600	2,200	25,300	
7	1,200	500	800	800	1,400	500	800	800	800	200	800	8,600	
8	2,500	1,000	1,500	1,600	2,800	1,000	1,700	1,500	1,700	400	1,500	17,200	
9	300	200	200	200	400	200	200	200	200	100	200	2,400	
10	700	300	500	500	800	300	500	500	500	100	500	5,200	
11	50	20	30	30	50	20	30	30	30	10	30	330	
12	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,100	
13	200	100	200	200	200	100	200	200	200	100	200	1,900	
14	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,100	
15	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	550	
16	2,000	1,000	1,500	1,500	2,500	1,000	1,500	1,500	1,500	500	1,500	16,000	
17	40	20	30	30	40	20	30	30	30	10	30	310	
18	2,400	1,200	2,400	2,400	3,600	1,200	2,400	2,400	2,400	1,200	2,400	24,000	
19	700	300	400	500	800	300	500	400	500	100	400	4,900	
20	700	300	500	500	800	300	500	500	500	100	500	5,200	
21	5,250	2,100	3,150	4,200	6,300	2,100	4,200	3,150	4,200	1050	3,150	38,850	
22	700	300	500	500	800	300	500	500	500	100	500	5,200	
23	1,100	400	700	700	1,200	400	700	700	700	200	700	7,500	
24	220	80	140	140	240	80	140	140	140	40	140	1,500	
25	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,100	
26	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	55	
27	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	55	
28	110	50	70	80	130	50	80	70	80	20	70	810	
29	110	50	70	80	130	50	80	70	80	20	70	810	
30	1,750	700	1,050	1,050	1,750	700	1,050	1,050	1,050	350	1,050	11,550	
31	200	100	100	100	200	100	100	100	100	100	100	1,300	
32	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	5,500	
33	2,000	1,000	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	13,000	
34	2,100	800	1,300	1,400	2,300	800	1,400	1,300	1,400	300	1,300	14,400	
35	200	100	100	100	200	100	100	100	100	100	100	1,300	
36	360	120	240	240	360	120	240	240	240	60	240	2,460	
37	400	200	200	200	400	200	200	200	200	200	200	2,600	
38	220	80	140	140	240	80	140	140	140	40	140	1,500	

別表6

## 災害衛生材料流通備蓄所 備蓄リスト

No.	分類	品名	規格包装	定数
1	医療機器	輸液・輸液器具類	輸液セット(25本入)	21G 静脈針付 60
2			小児輸液セット(50セット入)	静脈針なし 12
3			輸血セット(50セット入)	静脈針付 9
4			留置針(50本入)	18G 6
5			留置針(50本入)	22G 6
6			翼付静脈針(50セット入)	18G 6
7			翼付静脈針(50セット入)	22G 6
8		注射用器具	注射器・針(ディスポ)(100本入)	5mL針付 30
9			注射器・針(ディスポ)(100本入)	10mL針付 15
10			注射器(ディスポ)(50本入)	20mL 針なし 15
11			注射針(ディスポ)(100本入)	18G 15
12			注射針(ディスポ)(100本入)	21G 15
13			注射針(ディspo)(100本入)	22G 15
14		固定器具	副木 ソフラットシーネ(10本入)	M 2×8×62cm 90
15	衛生材料	三角巾	三角巾	L 900
16		綿球	滅菌綿球	径1.4cm 10球入 60袋 18
17			滅菌綿球	径2cm 10球入 40袋 30
18			滅菌綿球	径3cm 10球入 30袋 12
19		紺創膏	アルポリン(12入)	2.5cm×9m : フィルム製微小孔付 36
20			トラバン(10巻入)	9mm×10m : 紙テープ 36
21			コクテルン(12入)	25mm×5m : 伸縮性 30
22			コクテルン(6入)	50mm×5m : 伸縮性 36
23			パテンバン(24巻)	12mm×5m : フィルム型 15
24			パテンバン(5巻)	50mm×5m : フィルム型 30
25			オウキュウバン(200入)	M 21×70mm 60
26		包帯	ノンスコレッチN o. 6(10巻入)	5cm×9m : 伸縮性 60
27			ノンスコレッチN o. 4(10巻入)	7.5cm×9m : 伸縮性 60
28			レポ包帯 4裂反巻(1本)	7.5cm×9m 90
29			レポ包帯 5裂反巻(1本)	6cm×9m 90
30			レポ包帯 6裂反巻(1本)	5cm×9m 90
31			コンネット包帯 3号(1箱)	32mm×25m 30
32			コンネット包帯 4号(1箱)	50mm×25m 30
33			コンネット包帯 5号(1箱)	60mm×25m 30
34		脱脂綿	カット綿	4cm×4cm 500g 60
35		ガーゼ	滅菌ガーゼ(1枚袋入100袋)	7.5cm×7.5cm 12枚重 60
36			ガゼロン 1号	30cm×30cm ハツ折 30
37			ガゼロン 4号	30cm×30cm 四ツ折 30
38		綿棒	綿棒 片綿(15袋入)	処置用 15cm 100本袋入 15
39		油紙	油紙(100枚入)	38cm×26.5cm 60
40		シーツ	防水シーツ(滅菌済)(25枚入)	1m×1.2m 36
41	手袋		手術用ゴム手袋(25双函入)	No. 7 24
42			手術用ゴム手袋(25双函入)	No. 7.5 24
43			プラスティック手袋(100枚函入)	Mサイズ 15

\* 保管備蓄量については、北部：中部：南部を 1：1：1 の割合とする。

別表7

## 災害歯科用医薬品等流通備蓄所備蓄リスト

No.	分類	品名	規格包装	定数
1	局所麻酔剤	キシカインカートリッジ (2%キシロカイン E)	50本入	60
2		オクタプレシンカートリッジ	50本入	9
3	止血剤	ヘリスタット	1.27×2.57cm×18	6
4		スポンゼル	7×10cm×1cm 5枚	6
5	その他医薬品	ホルマリンクレゾール	15mL	60
6		キャンフォフェニック	15mL	60
7		ネオクリーナ	30mL	30
8	注射用器具	歯科用カートリッジ シリンジ (浸潤麻酔用)	1ケース	6
9		歯科用カートリッジ シリンジ (伝達麻酔用)	1ケース	6
10		洗浄用ミニムシリンジ	2mL×12	6
11		注射針 (30G)	100本入	18
12	固定器具	三内式シーネ	6個入	12
13		0.5mm 歯牙結紮線	10m巻	12
14	その他器具	縫合針 (角針)	10本入	6
15		縫合針 (丸針)	10本入	6
16		糸付き縫合針	12本入	6
17		縫合糸 (3-0 絹糸)	100本入	6
18		メス (No. 11)	20本入	30
19		メス (No. 15)	20本入	30
20		デンタルミラー	1本	60
21		即時重合レジン	250g	30
22		スーパー bond	セット	3
23		持針器 (七浦式)	1個	15
24		歯科用ピンセット	#18	15
25		歯肉ハサミ (アイリス直)	1本	15
26		歯肉ハサミ (アイリス曲)	1本	15
27		舌圧子	200個入 ディスパ	9
28		ホーのプライヤー	#100 1本	9
29		ワイヤー把持鉗子 (ピーソプライヤー)	#118 1本	9
30		ワイヤーニッパー	1個	9
31		デンタルミラー	50本入 ディスパ	15

\* 保管備蓄量については、北部：中部：南部を 1 : 1 : 1 の割合とする。

## 災害医薬品等管理記録簿

**備蓄様式 2**

**災害医薬品等使用報告書**

平成 年 月 日

三重県健康福祉部薬務感染症対策課長 様

**備 蓄 所 名**

**管理責任者名**

当備蓄所において備蓄している災害医薬品等を使用しましたので、下記のとおり報告します。

1 使用年月日 平成 年 月 日

2 医薬品等供給先

3 使用した医薬品等の内容（品名、数量等）

4 その他

## 2 医薬品等管理業務要領

### (目的)

第1 この要領は、災害時に被災地外等から、県医薬品等集積施設、地域医薬品等供給施設に集められた医薬品、医療機器、衛生材料（以下「医薬品等」という。）の管理を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (県医薬品等集積施設)

第2 県医薬品等集積施設（以下「県集積所」という。）は、被災状況等により県災害対策本部健康福祉部が適切な場所に設置するもので、設置後、場所等を関係市町等に通知する。

### (地域医薬品等供給施設)

第3 地域医薬品等供給施設（以下「地域供給所」という。）は、災害対策本部地方部衛生民生班が被災状況等により次の各保健所または災害拠点薬局等その他適切な施設から指定するもので、設置後、関係市町等に通知する。

### (管理者)

第4 県集積所及び地域供給所で従事する者のうちから各々管理者を定めるものとし、管理者は必要に応じて、出納、保管管理、運搬の各班を設けることができる。

### (業務)

第5 各業務は、次のとおりとする。

#### 1 管理者

- (1) 薬務感染症対策課（災害対策本部健康福祉部第3救助班）と連絡調整を行い、不足医薬品等がある場合には供給要請（供給様式1：35頁）する。
- (2) 県集積所又は地域供給所における業務の総括と人員の配置を行う。

#### 2 出納

- (1) 医薬品等を受入時に点検し、医薬品は医療用、一般用の別、さらに薬効分類別に仕分け、衛生材料は用途別に仕分けする。
- (2) 医薬品等の搬送要請及び照会等に対応する。
- (3) 医薬品等の入出庫について帳簿を作成し在庫管理を行う。

#### 3 保管管理

医薬品等の保管管理、有効期限の確認及び不良医薬品等の検査を行う。

#### 4 搬送等

医薬品等の発注がありしだい、その該当品を選別し、供給要請元まで搬送する。ただし、被災により搬送できないときは供給要請元に搬送を依頼する。

### (報告)

第6 管理者は、薬務感染症対策課長（災害対策本部健康福祉部第3救助班長）に医薬品

等の受入（管理様式1）及び在庫状況（管理様式2）について毎日報告を行うものとする。

- 附則 この要領は、平成11年3月9日から施行する。
- 附則 この要領は、平成13年3月5日から施行する。
- 附則 この要領は、平成15年3月26日から施行する。
- 附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

## 医薬品等の受入報告書

平成 年 月 日

三重県健康福祉部薬務感染症対策課長 様  
〈TEL:059-224-2330 , FAX:059-224-2344〉

### 集積施設及び供給施設名

## 管 理 者 名

印

医薬品等の受入について、次のとおり報告します。

受領者署名欄	上記医薬品等を確かに受領いたしました。
受領者名	

管理様式 2

医薬品等の在庫状況報告書

平成 年 月 日

三重県健康福祉部薬務感染症対策課長様

〈TEL:059-224-2330, FAX:059-224-2344〉

集積施設及び供給施設名

管 理 者 名

〈TEL : — — — 〉 印

医薬品等の在庫状況について、次のとおり報告します。(平成 年 月 日現在)

品 名	規 格	数 量	備 考

### 3 避難所で必要となる一般用医薬品(OTC医薬品)のリストの例示

想定数量1,000人(大人600人子供400人)

大分類	小分類	想定数量1,000人(大人600人子供400人)
風邪薬	総合感冒薬	100人分
	小児用総合感冒薬	40人分
	咳止め	20人分
	小児用咳止め	10人分
	のど飴(トローチ剤を含む)	100人分
	鼻炎薬(点鼻薬含む)	10人分(季節性あり)
	小児用鼻炎薬	10人分
	うがい薬(スプレーイタイプを含む)	避難所に10個
胃腸薬	便秘薬	100人分
	下痢止め	100人分
	整腸薬	50人分
	大人用浣腸	避難所に100個
	小児用浣腸	避難所に100個
	健胃消化薬	100人分
	胃痛治療薬	20人分
	解熱鎮痛薬	50人分
中枢用薬	睡眠薬	100人分
	ステロイド軟膏	避難所に50個
皮膚用剤	非ステロイド軟膏	避難所に50個
	乾燥性搔痒症治療剤(季節性あり)	避難所に50個
	皮膚保護剤(白色ワセリン)	500g
	プラスチック容器	10g容器30個(ワセリン分配用)
	水虫薬(液剤・クリーム剤)	避難所に50個
	消毒薬	避難所に20個
	キズ薬(止血剤を含む)	避難所に10個
ビタミン剤	ビタミン剤	50人分
外用消炎鎮痛剤	冷シップ剤	避難所に200枚
	温シップ剤	避難所に200枚
目薬	消炎性点眼薬	30人分
	アレルギー性点眼薬	300人分(季節性あり)
	ドライアイ用点眼薬	100人分
	抗菌点眼薬	30人分
その他医薬品	痔用治療剤	注入軟膏として100本
	口内炎用軟膏	50人分
	手指消毒液(速乾性)	避難所に10本
衛生用品	生理用ナプキン	避難所に300個
	ドライシャンプー	避難所に50本
	滅菌ガーゼ	避難所に300枚
	キズテープ	避難所に500枚
	オブラーート	避難所に300枚
	マスク	避難所に1,000枚
	綿棒	避難所に1,000本
	冷感シート	避難所に100枚
	体温計	避難所に10本

想定数量1,000人(大人600人子供400人)

大分類	小分類	想定数量1,000人(大人600人子供400人)
その他	大人用紙おむつ	避難所に100枚
	子供用紙おむつ	避難所に300枚
	大人用おしりふき	避難所に10個
	子供用おしりふき	避難所に30個
	ウェットティッシュ	避難所に30個
	歯磨き	避難所に100本
	歯ブラシ	1,000人分
	入れ歯洗浄剤	避難所に200個
	入れ歯安定剤	避難所に50本
	マウスウォッシュ	避難所に10本
	リハビリパンツ	
	尿とりパット	
ベビー用品	粉ミルク	避難所に大缶2缶
	アレルギー用ミルク	避難所に1缶
	フォローアップミルク	避難所に大缶2缶
	哺乳瓶消毒液	1L
	哺乳瓶	避難所に200ml・10本
	ちくび	大・小各10個

# 資料

## 災害時医薬品等供給連絡会設置要綱

### (設置)

第1条 災害時における医薬品、衛生材料、医療機器等（以下「医薬品等」という。）の十分な確保と円滑な供給を図るため、県内関係団体等から成る災害時医薬品等供給連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、もって災害時医療を円滑かつ迅速に実施することに資する。

### (業務)

第2条 連絡会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 災害時における医薬品等の備蓄・確保に関すること。
- (2) 災害時における医薬品等の供給・搬送に関すること。
- (3) 情報交換及び相互連絡調整に関すること。
- (4) その他

### (組織)

第3条 連絡会は、別表関係団体等をもって組織する。

### (会長)

第4条 連絡会に会長を置く。

- 2 会長は、三重県健康福祉部薬務感染症対策課長とする。
- 3 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

### (会議)

第5条 会議は、会長が召集し主催する。

### (庶務)

第6条 連絡会の庶務は、三重県健康福祉部薬務感染症対策課で所掌する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるほか、連絡会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則 この要綱は、平成11年1月20日から施行する。

附則 この要綱は、平成15年3月26日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年2月17日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年2月17日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年3月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 医薬品関係団体

- ① 社団法人三重県薬剤師会
- ② 社団法人三重県医薬品登録販売者協会
- ③ 三重県薬事工業会
- ④ 三重県医薬品配置協議会
- ⑤ 東海歯科用品商協同組合三重県支部
- ⑥ 三重県医療機器販売業協会
- ⑦ 三重県医薬品卸業協会
- ⑧ 一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部（三重支部）

(2) その他関係団体

- ① 公益社団法人三重県医師会
- ② 公益社団法人三重県歯科医師会
- ③ 一般社団法人三重県病院協会

(3) 関係機関

- ① 三重県市長会
- ② 三重県町村会
- ③ 三重県警察本部
- ④ 日本赤十字社三重県支部
- ⑤ 三重県赤十字血液センター

(4) 県

- ① 三重県健康福祉部健康福祉総務課
- ② 三重県健康福祉部薬務感染症対策課
- ③ 三重県防災危機管理部防災対策課
- ④ 保健福祉事務所（保健所）

## 別紙2

### 災害拠点薬局等指定要領

#### (目的)

第1条 地域における薬局間のネットワーク機能を有する薬局又は医薬分業推進支援センター（使用頻度の低い医薬品の備蓄・薬局への譲渡、医薬品情報の収集・提供などの業務を行う目的で、都道府県薬剤師会又は、法人格を有する郡市区薬剤師会が設置する医薬分業推進支援センターをいう。以下同じ）を災害拠点薬局又は災害拠点卸売販売業（以下、「災害拠点薬局等」という。）として指定することにより、大規模災害発生時に必要な医薬品等の確保及び供給を図る。

#### (災害拠点薬局等)

第2条 災害拠点薬局等は、次に掲げる基幹災害拠点薬局等及び地域災害拠点薬局等とし、社団法人三重県薬剤師会長の推薦する薬局又は医薬分業推進支援センターのうちから知事が指定する。

##### (1) 基幹災害拠点薬局等

原則として、県内に1カ所指定するものとする。

##### (2) 地域災害拠点薬局等

原則として、保健福祉事務所ごとに1カ所指定するものとする。ただし、地勢等を考慮して志摩市に1カ所指定するものとする。

#### (機能)

第3条 災害拠点薬局等は、県と緊密に連携して、次の業務を行うものとする。

##### (1) 県の委託に基づく災害用医薬品等の備蓄業務

##### (2) 発災に備えた医薬品等の確保・供給に関する必要な調査等の業務

##### (3) 発災時における医薬品等の確保・供給業務

#### (指定期間)

第4条 災害拠点薬局等の指定期間は、指定された日から5年とし、再指定を妨げない。ただし、指定替えにともなう指定期間は、前災害拠点薬局等の残りの指定期間とする。

#### (指定証)

第5条 災害拠点薬局等指定証は、第1号様式とする。

(指定の取消し)

第6条 知事は、災害拠点薬局等が次の各号の一に該当する場合には指定を取り消す。

- (1) 災害拠点薬局等が薬事法に規定する薬局又は卸売販売業の許可を失効したとき
- (2) 災害拠点薬局等から指定辞退の申出があったとき。ただし、辞退の申出は6カ月前までに行い、かつ、年度途中の辞退は認めないものとする。
- (3) その他災害拠点薬局等として、不適当と認められる事由があるとき。

附則

1 この要領は、平成18年3月1日から施行する。

2 この要領の施行とともに災害拠点薬局等の指定の始期は、平成18年4月1日とする。

附則 この要領は、平成23年2月7日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

災害拠点薬局等指定証

指定番号 三重 第 号

氏名（法人にあっては、名称）

名 称

所在地

災害拠点薬局等指定要領第2条の規定により、基幹（地域）災害拠点薬局（卸売販売業）として指定したことを証明する。

平成 年 月 日

三重県知事

指定期間

年 月 日から  
年 月 日まで

## 災害応援に関する協定

### 1 災害応援に関する協定

大規模災害時には、県域を超えた広域的な応援が必要となる。そのため、近隣府県との間に、下記のとおり協定を結び、災害時の相互応援について定めている。なお、協定の詳細については、三重県地域防災計画添付資料（668 頁～690 頁）を参照してください。

この冊子には、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定に基づく医薬品等供給実施細目」のみを掲載します。

- (1) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（平成 8 年 7 月 18 日締結）
- (2) 中部 9 県 1 市災害応援に関する協定（平成 7 年 11 月 14 日締結）
- (3) 近畿 2 府 7 県震災時等の相互応援に関する協定（平成 8 年 2 月 20 日締結）
- (4) 紀伊半島 3 県災害等相互応援に関する協定（平成 8 年 8 月 2 日締結）
- (5) 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定に基づく医薬品等供給実施細目  
(平成 17 年 2 月 3 日締結)

### 2 災害時における医薬品等の調達に関する協定

大規模災害時には、地域の医薬品等関係団との連携が欠かせません。そのため、関係団体との間に、下記のとおり協定を結び、災害時の応援について定めている。なお、協定の詳細については、三重県地域防災計画添付資料（756 頁～766 頁）を参照してください。

- (1) 社団法人三重県薬剤師会との協定（平成 10 年 7 月 1 日締結）
- (2) 社団法人三重県医薬品登録販売者協会（旧社団法人三重県薬種商協会 平成 10 年 7 月 1 日締結）との協定（平成 21 年 6 月 24 日締結）
- (3) 東海歯科商協同組合三重県支部との協定（平成 10 年 7 月 1 日締結）
- (4) 三重県薬事工業会との協定（平成 10 年 7 月 1 日締結）
- (5) 三重県医薬品配置協議会との協定（平成 10 年 7 月 1 日締結）
- (6) 三重県医療機器販売業協会（旧三重県医科器械協会 平成 10 年 7 月 1 日締結）との協定（平成 22 年 9 月 1 日締結）
- (7) 三重県医薬品卸業協会との協定（平成 9 年 2 月 14 日締結）
- (8) 一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部（旧有限責任中間法人日本医療ガス協会東海地域本部 平成 10 年 7 月 1 日締結）との協定（平成 21 年 6 月 8 日締結）

## 別紙4

### 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定に基づく医薬品等供給実施細目

#### (趣旨)

第1条 この実施細目は、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)に基づく医薬品等の供給の応援に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (担当部局)

第2条 医薬品等の供給の応援を実施する担当部局は次のとおりとし、担当部局は協定第2条に規定する相互連絡体制等の整備に努めるものとする。

- (1) 三重県は、健康福祉部薬務食品室とする。
- (2) 奈良県は、福祉部健康安全局薬務課とする。
- (3) 和歌山県は、福祉保健部健康局薬務課とする。

#### (医薬品等の供給の応援)

第3条 医薬品等の供給の応援は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品の提供及び斡旋
- (2) 衛生材料の提供及び斡旋
- (3) 前各号に定めるもののほか、要請のあった薬事に関する事項

#### (必要な資料の交換)

第4条 担当部局は、この実施細目が円滑に行われるよう、毎年6月末までに、次の参考資料を相互に交換するとともに、必要に応じて意見交換を実施するものとする。

- (1) 担当部局の責任者、主務者及び副務者の職名及び氏名並びにその連絡方法等
- (2) 三県において近接する医薬品、衛生材料等の販売施設の状況
- (3) 医薬品、衛生材料等備蓄の状況
- (4) その他応援に必要な事項

#### (その他)

第5条 この実施細目に定めのない事項等については、その都度担当部局が協議して定めるものとする。

#### 附則

この実施細目は、平成17年2月3日から施行する。

平成17年2月3日

三重県健康福祉部長

奈良県福祉部長

和歌山県福祉保健部長

## 関係機関一覧

（以下順不同）

### 三重県災害対策本部

#### 【三重県災害対策本部】

部名	室名	班名	電話番号	FAX 番号
健康福祉部	健康福祉総務課	健康福祉部 第1救助班	N T T 059-224-2323 地上系無線 衛星系無線	N T T 059-224-2275 地上系無線 衛星系無線
健康福祉部	薬務感染症対策課	健康福祉部 第3救助班	N T T 059-224-2330 地上系無線 衛星系無線	N T T 059-224-2344 地上系無線 衛星系無線
防災危機管理部	防災対策課	総括班	N T T 059-224-2189 地上系無線 衛星系無線	N T T 059-224-2199 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部	警備第二課	警備班	N T T 059-222-0110 地上系無線 衛星系無線 147-12	N T T 059-222-0110 地上系無線 衛星系無線 147-17

#### 【桑名地方部】

本部	所属	班名	電話番号	FAX 番号
防災危機管理部 防災対策課	県民センター	総括班	N T T 0594-24-3600 地上系無線 衛星系無線 121-8-607	N T T 0594-24-3795 地上系無線 衛星系無線 121-607
健康福祉部 薬務感染症対策課	保健福祉事務所 (桑名保健所)	衛生民生班	N T T 0594-24-3621 地上系無線 衛星系無線	N T T 0594-24-3692 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部警備第二課	桑名警察署		N T T 0594-24-0110 地上系無線 衛星系無線	N T T 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部警備第二課	いなべ警察署		N T T 0594-84-0110 地上系無線 衛星系無線	N T T 地上系無線 衛星系無線

#### 【四日市地方部】

本部	所属	班名	電話番号	FAX 番号
防災危機管理部 防災対策課	県民センター	総括班	N T T 059-352-0554 地上系無線 衛星系無線 122-8-560	N T T 059-352-0553 地上系無線 衛星系無線 122-613
健康福祉部 薬務感染症対策課	保健福祉事務所 (桑名保健所) ※三重郡を所管	衛生民生班	N T T 0594-24-3621 地上系無線 衛星系無線	N T T 0594-24-3692 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部警備第二課	四日市北警察署		N T T 059-366-0110 地上系無線 衛星系無線	N T T 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部警備第二課	四日市南警察署		N T T 059-355-0110 地上系無線 衛星系無線	N T T 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部警備第二課	四日市西警察署		N T T 059-394-0110 地上系無線 衛星系無線	N T T 地上系無線 衛星系無線

**【鈴鹿地方部】**

本部	所属	班名	電話番号	FAX 番号
防災危機管理部 防災対策課	県民センター	総括班	N T T 059-382-9786 地上系無線 衛星系無線 142-8-2101	N T T 059-382-9792 地上系無線 衛星系無線 142-613
健康福祉部 薬務感染症対策課	保健福祉事務所 (鈴鹿保健所)	衛生民生班	N T T 059-382-8671 地上系無線 衛星系無線	N T T 059-382-7958 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部警備第二課	鈴鹿警察署		N T T 059-380-0110 地上系無線 衛星系無線	N T T 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部警備第二課	亀山警察署		N T T 0595-82-0110 地上系無線 衛星系無線	N T T 地上系無線 衛星系無線

**【津地方部】**

本部	所属	班名	電話番号	FAX 番号
防災危機管理部 防災対策課	県民センター	総括班	N T T 059-223-5330 地上系無線 衛星系無線 123-8-5300	N T T 059-227-3170 地上系無線 8-23-8-3170 衛星系無線 123-613
健康福祉部 薬務感染症対策課	保健福祉事務所 (津保健所)	衛生民生班	N T T 059-223-5290 地上系無線 衛星系無線	N T T 059-223-5119 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部警備第二課	津警察署		N T T 059-213-0110 地上系無線 衛星系無線	N T T 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部警備第二課	津南警察署		N T T 059-254-0110 地上系無線 衛星系無線	N T T 地上系無線 衛星系無線

**【松阪地方部】**

本部	所属	班名	電話番号	FAX 番号
防災危機管理部 防災対策課	県民センター	総括班	N T T 0598-50-0503 地上系無線 衛星系無線 125-8-308	N T T 0598-50-0618 地上系無線 衛星系無線 125-613
健康福祉部 薬務感染症対策課	保健福祉事務所 (松阪保健所)	衛生民生班	N T T 0598-50-0527 地上系無線 衛星系無線	N T T 0598-50-0621 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部警備第二課	松阪警察署		N T T 0598-53-0110 地上系無線 衛星系無線	N T T 0598-53-0110 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部警備第二課	大台警察署		N T T 0598-84-0110 地上系無線 衛星系無線	N T T 0598-84-0110 地上系無線 衛星系無線

**【伊勢地方部】**

本部	所属	班名	電話番号	FAX 番号
防災危機管理部 防災対策課	県民センター	総括班	N T T 0596-27-5115 地上系無線 衛星系無線 126-8-5115	N T T 0596-27-5251 地上系無線 衛星系無線 126-613
健康福祉部 薬務感染症対策課	保健福祉事務所 (伊勢保健所)	衛生民生班	N T T 0596-27-5135 地上系無線 衛星系無線	N T T 0596-27-5790 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部警備第二課	伊勢警察署		N T T 0596-20-0110 地上系無線 衛星系無線	N T T 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部警備第二課	鳥羽警察署		N T T 0599-25-0110 地上系無線 衛星系無線	N T T 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部警備第二課	大台警察署		N T T 0598-84-0110 地上系無線 衛星系無線	N T T 地上系無線 衛星系無線

**【伊賀地方部】**

本部	所属	班名	電話番号	FAX 番号
防災危機管理部 防災対策課	県民センター	総括班	N T T 0595-24-8003 地上系無線 衛星系無線 124-8-7003	N T T 0595-24-8010 地上系無線 衛星系無線 124-613
健康福祉部 薬務感染症対策課	保健福祉事務所 (伊賀保健所)	衛生民生班	N T T 0595-24-8070 地上系無線 衛星系無線	N T T 0595-24-8085 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部警備第二課	伊賀警察署		N T T 0595-21-0110 地上系無線 衛星系無線	N T T 0595-22-0007 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部警備第二課	名張警察署		N T T 0595-62-0110 地上系無線 衛星系無線	N T T 0595-64-8900 地上系無線 衛星系無線

**【尾鷲地方部】**

本部	所属	班名	電話番号	FAX 番号
防災危機管理部 防災対策課	県民センター	総括班	N T T 0597-23-3409 地上系無線 衛星系無線 127-8-3409	N T T 0597-23-2130 地上系無線 衛星系無線 127-613
健康福祉部 薬務感染症対策課	保健福祉事務所 (尾鷲保健所)	衛生民生班	N T T 0597-23-3446 地上系無線 衛星系無線	N T T 0597-23-3449 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部警備第二課	尾鷲警察署		N T T 0597-25-0110 地上系無線	N T T 0597-25-0110 地上系無線 衛星系無線

(\*はアスタリスク。以下同じ)

【熊野地方部】

本部	所属	班名	電話番号	FAX 番号
防災危機管理部 防災対策課	県民センター	総括班	N T T 0597-89-6105 地上系無線 衛星系無線 128-8-6105	N T T 0597-89-6107 地上系無線 衛星系無線 128-613
健康福祉部 業務感染症対策課	保健福祉事務所 (熊野保健所)	衛生民生班	N T T 0597-85-2158 地上系無線 衛星系無線	N T T 0597-85-3914 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部警備第二課	熊野警察署		N T T 0597-88-0110 地上系無線 衛星系無線	N T T 地上系無線 衛星系無線
三重県警察本部 警備部警備第二課	紀宝警察署		N T T 0735-33-0110 地上系無線 衛星系無線	N T T 地上系無線 衛星系無線

各市町防災担当課

【市】

市町名	防災担当課	郵便番号 / 所在地	電話番号	FAX 番号
桑名市	防災対策課	511-0068 桑名市中央町2-37	N T T 0594-24-1185 地上系無線 衛星系無線 205-11	N T T 0594-24-2945 地上系無線 衛星系無線 205-19
いなべ市	総務課	511-0293 いなべ市 員弁町笠田新田111	N T T 0594-74-5805 地上系無線 衛星系無線 322-11	N T T 0594-74-5800 地上系無線 衛星系無線 322-19
四日市市	防災対策課	510-8601 四日市市 諏訪町1-5	N T T 059-354-8119 地上系無線 衛星系無線 202-11	N T T 059-359-0286 地上系無線 衛星系無線 202-19
鈴鹿市	防災安全課	513-8701 鈴鹿市 神戸1-18-18	N T T 059-382-9968 地上系無線 衛星系無線 207-11	N T T 059-382-7603 地上系無線 衛星系無線 207-19
亀山市	危機管理室	519-0195 亀山市本丸町577	N T T 0595-84-5035 地上系無線 衛星系無線 210-11	N T T 0595-82-9955 地上系無線 衛星系無線 210-19
津市	防災危機管理課	514-0035 津市西丸之内23-1	N T T 059-229-3104 地上系無線 衛星系無線 201-11	N T T 059-223-6247 地上系無線 衛星系無線 201-19
松阪市	安全防災課 防災危機管理室	515-8515 松阪市 殿町1340-1	N T T 0598-53-4313 地上系無線 衛星系無線 204-11	N T T 0598-26-8184 地上系無線 衛星系無線 204-19
伊勢市	危機管理課	516-0037 伊勢市 岩渕1-7-29	N T T 0596-21-5523 地上系無線 衛星系無線 203-11	N T T 0596-21-5522 地上系無線 衛星系無線 203-19
鳥羽市	総務課 防災対策室	517-0011 鳥羽市鳥羽3-1-1	N T T 0599-25-1111 地上系無線 衛星系無線 211-11	N T T 0599-25-3111 地上系無線 衛星系無線 211-19
志摩市	地域防災室	517-0592 志摩市阿児町 鵜方3098-22	N T T 0599-44-0203 地上系無線 衛星系無線 524-11	N T T 0599-44-5252 地上系無線 衛星系無線 524-19
伊賀市	総合危機管理室	518-8501 伊賀市 上野丸之内116	N T T 0595-22-9640 地上系無線 衛星系無線 206-11	N T T 0595-24-0444 地上系無線 衛星系無線 206-19
名張市	危機管理室	518-0492 名張市鴻之台1-1	N T T 0595-63-7271 地上系無線 衛星系無線 208-11	N T T 0595-64-0089 地上系無線 衛星系無線 208-19
尾鷲市	防災危機管理室	519-3615 尾鷲市 中村町10-57	N T T 0597-23-8118 地上系無線 衛星系無線 209-11	N T T 0597-22-9343 地上系無線 衛星系無線 209-19
熊野市	防災対策推進課	519-4392 熊野市井戸町796	N T T 0597-89-4111 内336 地上系無線 衛星系無線 212-11	N T T 0597-89-4277 地上系無線 衛星系無線 212-19

**【桑名郡】**

市町名	防災担当課	郵便番号 / 所在地	電話番号	FAX 番号
木曽岬町	総務課	498-8503 木曾岬町 西対海地 251	N T T0567-68-8111 地上系無線 衛星系無線 303-11	N T T0567-68-3792 地上系無線 衛星系無線 303-19

**【員弁郡】**

市町名	防災担当課	郵便番号 / 所在地	電話番号	FAX 番号
東員町	総務課	511-0251 東員町山田 1600	N T T0594-86-2800 地上系無線 衛星系無線 324-11	N T T0594-86-2850 地上系無線 衛星系無線 324-19

**【三重郡】**

市町名	防災担当課	郵便番号 / 所在地	電話番号	FAX 番号
菰野町	総務課	510-1292 菰野町潤田 1250	N T T059-391-1100 地上系無線 衛星系無線 341-11	N T T059-394-3199 地上系無線 衛星系無線 341-19
朝日町	総務税務課	510-8522 朝日町小向 893	N T T059-377-5651 地上系無線 衛星系無線 343-11	N T T059-377-2790 地上系無線 衛星系無線 343-19
川越町	総務課	510-8588 川越町豊田一色 280	N T T059-366-7113 地上系無線 衛星系無線 344-11	N T T059-364-2568 地上系無線 衛星系無線 344-19

**【多気郡】**

市町名	防災担当課	郵便番号 / 所在地	電話番号	FAX 番号
多気町	総務課	519-2181 多気町相可 1600	N T T0598-38-1111 地上系無線 衛星系無線 441-18	N T T0598-38-1140 地上系無線 衛星系無線 441-19
明和町	危機管理室	515-0332 明和町馬之上 945	N T T0596-52-7110 地上系無線 衛星系無線 442-11	N T T0596-52-7137 地上系無線 衛星系無線 442-19
大台町	総務課	519-2404 大台町佐原 750	N T T0598-82-3781 地上系無線 衛星系無線 443-11	N T T0598-82-1618 地上系無線 衛星系無線 443-19

**【度会郡】**

市町名	防災担当課	郵便番号 / 所在地	電話番号	FAX 番号
玉城町	総務課	519-0415 玉城町田丸 114-2	N T T0596-58-8200 地上系無線 衛星系無線 461-11	N T T0596-58-4494 地上系無線 衛星系無線 461-19
大紀町	防災安全課	519-2911 大紀町錦 736-7	N T T0598-73-3318 地上系無線 衛星系無線 467-11	N T T0598-73-2738 地上系無線 衛星系無線 467-19
南伊勢町	総務課	516-0194 南伊勢町 五ヶ所浦 3057	N T T0599-66-1111 地上系無線 衛星系無線 464-11	N T T0599-66-1904 地上系無線 衛星系無線 464-19
度会町	企画防災課	516-2103 度会町 棚橋 1215-1	N T T0596-62-2421 地上系無線 衛星系無線 470-11	N T T0596-62-1647 地上系無線 衛星系無線 470-19

**【北牟婁郡】**

市町名	防災担当課	郵便番号 / 所在地	電話番号	FAX 番号
紀北町	危機管理課	519-3406 紀北町 海山区相賀 495-8	N T T 0597-32-3904 地上系無線 衛星系無線 542-11	N T T 0597-32-2331 地上系無線 衛星系無線 542-19

**【南牟婁郡】**

市町名	防災担当課	郵便番号 / 所在地	電話番号	FAX 番号
御浜町	総務課 防災対策室	519-5292 御浜町 阿田和 6120-1	N T T 0597-93-0505 地上系無線 衛星系無線 561-11	N T T 0597-92-3502 地上系無線 衛星系無線 561-19
紀宝町	総務課 防災対策室	519-5713 紀宝町鶴殿 324	N T T 0735-33-0333 地上系無線 衛星系無線 564-11	N T T 0735-32-1244 地上系無線 衛星系無線 564-19

## 日本赤十字社

### 【日本赤十字社三重県支部】

名称	郵便番号 / 所在地	電話番号	FAX 番号
日本赤十字社三重県支部	514-0004 津市栄町1-891	NTT 059-227-4145	NTT 059-227-6245

### 【三重県赤十字血液センター】

名称	郵便番号 / 所在地	電話番号	FAX 番号
三重県赤十字血液センター	514-0003 津市桜橋2-191	NTT 059-229-3582	NTT 059-229-3614

## 国の機関

### 【厚生労働省(一部)】

担当課	郵便番号 / 所在地	電話番号	FAX 番号
官房総務課	100-8916 東京都 千代田区霞が関1-2-2	NTT 03-5253-1111	NTT 03-3595-2392 NTT 03-3595-2573
医政局経済課		NTT 03-3595-2421	NTT 03-3507-9041
医薬食品局総務課		NTT 03-3595-2377	NTT 03-3591-9044
東海北陸厚生局健康福祉部医事課	461-0011 愛知県名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階	NTT 052-971-8836	NTT 052-971-8876

### 【指定行政機関(一部)】

機関名	電話番号	FAX 番号	
内閣府防災担当	100-8969 東京都千代田区霞が関 1-2-2	NTT 03-3501-5693	NTT 03-3501-5199
消防庁防災課	100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2	NTT 03-5253-7525	NTT 03-5253-7535

### 【自衛隊】

機関名	郵便番号 / 所在地	電話番号	FAX 番号
陸上自衛隊 第33普通科連隊第3科	514-1118 津市久居新町975	NTT 059-255-3133 (内線 238) 衛星系無線 841-11	NTT 059-255-3133 (切替) 衛星系無線 841-19
陸上自衛隊航空学校 警備訓練班(明野航空学校)	519-0501 伊勢市小俣町明野 5593-11	NTT 0596-37-0111 衛星系無線 842-11	NTT 0596-37-0111 (切替) 衛星系無線 842-19

### 【海上保安部】

機関名	担当部課	郵便番号 / 所在地	電話番号	FAX 番号
四日市 海上保安部	警備救難課 海上防災係	510-0051 四日市市 千歳町5-1	NTT 059-357-0118 地上系無線 衛星系無線	NTT 059-357-0741 地上系無線 衛星系無線
鳥羽 海上保安部	警備救難課	517-0011 鳥羽市鳥羽 1-2383-28	NTT 0599-25-0118 地上系無線 衛星系無線	NTT 地上系無線 衛星系無線
尾鷲 海上保安部	警備救難課	519-3612 尾鷲市林町1-29	NTT 0597-25-0118 地上系無線	NTT 0597-22-0639 地上系無線 衛星系無線

**近隣都道府県薬務関係担当課**

県名等	担当課	郵便番号 / 所在地	電話番号
富山県	厚生部 くすり政策課	930-8501 富山市新総曲輪1-7	NTT 076-431-4111
石川県	健康福祉部 薬事衛生課	920-8580 金沢市鞍月1-1	NTT 076-225-1111
福井県	健康福祉部 医務薬務課	910-8580 福井市大手3-17-1	NTT 0776-21-1111
長野県	衛生部 薬事管理課	380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	NTT 026-232-0111
岐阜県	健康福祉部 薬務水道課	500-8570 岐阜市薮田南2-1-1	NTT 058-272-1111
静岡県	厚生部 生活衛生局薬事室	420-8601 静岡市葵区追手町9-6	NTT 054-221-2455
愛知県	健康福祉部健康担当局医薬安全課	460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	NTT 052-961-2111
滋賀県	健康福祉部 医務薬務課	520-8577 大津市京町4-1-1	NTT 077-524-1121
京都府	健康福祉部 薬務課	602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪の内町	NTT 075-451-8111
大阪府	健康医療部 薬務課	540-8570 大阪市中央区大手前2-1-22	NTT 06-6941-0351
兵庫県	健康福祉部 健康局薬務課	650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	NTT 078-341-7711
奈良県	福祉部 健康安全局薬務課	630-8501 奈良市登大路町30	NTT 0742-22-1101
和歌山県	福祉保健部 健康局薬務課	640-8585 和歌山市小松原通1-1	NTT 073-432-4111
徳島県	保健福祉部 薬務課	770-8570 徳島市万代町1-1	NTT 088-621-2500
名古屋市	消防局 防災部防災室	460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1	NTT 052-961-1111

**公益社団法人 三重県医師会**

**【三重県医師会】**

会長 青木 重孝

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
三重県医師会	514-8538	津市桜橋 2-191-4	059-228-3822 059-225-7801

**【都市医師会】**

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
桑名医師会	511-0835	桑名市大字本願寺字市之縄 262-1 桑名医師会館内	0594-22-8173 0594-25-0226
いなべ医師会	511-0428	いなべ市北勢町阿下喜 771 いなべ総合病院内	0594-72-6975 0594-72-6746
四日市医師会	510-0087	四日市市西新地 14-20 四日市医師会館内	059-352-9117 059-352-8050
鈴鹿市医師会	513-0809	鈴鹿市西条 5-118-4 鈴鹿市医師会館内	059-382-3061 059-382-6841
亀山医師会	519-0116	亀山市本町 2-6-19 亀山医師会事務所	0595-82-9509 0595-82-9680
津地区医師会	514-0002	津市島崎町 97-1 津地区医師会館内	059-227-1775 059-227-3677
久居一志地区医師会	514-1135	津市久居本町 1400-2 久居一志地区医師会館内	059-255-3155 059-256-5210
松阪地区医師会	515-0076	松阪市白粉町 363 松阪地区医師会館内	0598-21-0327 0598-21-0332
伊勢地区医師会	516-0035	伊勢市勢田町 613-12 伊勢地区医師会館内	0596-28-2476 0596-23-6485
志摩医師会	517-0501	志摩市阿児町鵜方 2548-2 志摩医師会館内	0599-44-0176 0599-44-0178
紀北医師会	519-3653	尾鷲市上野町 5-25 尾鷲総合病院内	0597-22-2857 0597-23-1810
紀南医師会	519-4324	熊野市井戸町 750-1 熊野市社会福祉センター内	0597-89-5558 0597-89-5559
伊賀医師会	518-0823	伊賀市四十九町 1929-42 伊賀医師会館内	0595-23-5550 0595-24-3409
名賀医師会	518-0721	名張市朝日町 1361-4 名賀医師会館内	0595-64-2321 0595-64-0331

公益社団法人 三重県歯科医師会

**【三重県歯科医師会】**

会長 峰 正博

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
三重県歯科医師会	514-0003	津市桜橋 2-120-2	059-227-6488 059-227-0510

**【都市歯科医師会】**

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
桑員歯科医師会	511-0068	桑名市中央町3-23 桑名シティホテル2階	0594-22-3517 0594-22-9380
四日市歯科医師会	510-0093	四日市市本町9-12	059-354-8512 059-354-8513
鈴鹿歯科医師会	513-0809	鈴鹿市西条5-118-5	059-382-9431 059-382-9437
亀山歯科医師会	519-0105	亀山市みずほ台1-312 落合歯科クリニック内	0595-83-1166 0595-83-3558
津歯科医師会	514-0004	津市栄町2-365	059-225-1304 059-223-3936
松阪歯科医師会	515-0078	松阪市春日町1-8 松阪歯科センター内	0598-26-4803 0598-26-7603
伊勢地区歯科医師会	516-0076	伊勢市八日市場町13-1 伊勢福祉健康センター内	0596-24-1904 0596-27-3833
志摩歯科医師会	517-0404	志摩市浜島町浜島3271-2 山本歯科医院内	0599-53-2121 0599-53-2127
伊賀歯科医師会	518-0869	伊賀市上野中町2976-1 上野ふれあいプラザ3階	0595-26-1418 0595-26-1419
尾鷲歯科医師会	519-3614	尾鷲市南陽町10-6 みどり歯科医院内	0597-23-2284 0597-23-2214
南紀歯科医師会	519-5713	南牟婁郡紀宝町成川625-1 須川歯科医院内	0735-23-2570 0735-23-2731

## 一般社団法人 三重県病院協会

**【三重県病院協会】**

理事長 濱田 正行

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
三重県病院協会	514-0009	津市羽所町 514 サンヒルズ内	059-223-2744 059-223-2745

## 社団法人 三重県薬剤師会

**【三重県薬剤師会】**

会長 上村 武

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
三重県薬剤師会	514-0002	津市島崎町 312-1	059-228-5995 059-225-4728

**【支部】**

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
桑名	511-0819	桑名市大字北別所字福地 399-8	0594-25-3100 0594-25-3103
四日市	510-0093	四日市市本町 9-8	059-354-8440 059-354-8441
鈴鹿	513-0818	鈴鹿市安塚町 638-21	059-381-2233 059-381-2234
津	514-1135	津市久居本町 1347-1 津商工会議所久居支所 2F	059-255-4387 059-255-4388
松阪	515-0073	松阪市殿町 1580-1	0598-22-2356 0598-22-2000
伊勢	516-0014	伊勢市楠部町 3039	0596-20-0133 0596-20-0134
鳥羽志摩	517-0214	志摩市磯部町迫間 1802 とばや薬局	0599-55-0181 0599-55-3022
伊賀	518-0823	伊賀市四十九町風呂谷 831-4	0595-26-7270 0595-26-7277
紀北	519-3653	尾鷲市上野町 5-39 イシブチ薬局古戸センター	0597-23-1010 0597-23-1678
紀南	519-5204	南牟婁郡御浜町阿田和 4735 紀南調剤薬局	05979-3-1550 05979-3-1551
病診	514-8507	津市江戸橋 2-174 三重大学医学部附属病院	059-231-5081 059-232-1201
保衛	514-8570	津市広明町 13 三重県健康福祉部薬務感染症対策課	059-224-2330 059-224-2344
勤務薬剤師	514-0008	津市上浜町 5-141 宏輝(株) 三重工場	059-228-7751 059-228-1532

社団法人 三重県医薬品登録販売者協会

【三重県医薬品登録販売者協会】 会長 奥倉 博美

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
三重県医薬品登録販売者協会	514-0002	津市島崎町312-1	059-224-1180 059-223-3782

【支部】

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
桑名	511-0283	いなべ市大安町南金井904-1 小川薬品	0594-77-0687
四日市	510-0863	四日市市塩浜2503-5 新栄薬品	059-346-1668
鈴鹿	519-0125	亀山市東町2-2-18 有限会社森本薬品	0595-82-0168 0595-83-1399
津	514-0811	津市阿漕町津興2425 マキノ回生堂	059-228-5331 059-228-5334
松阪	519-2404	多気郡大台町佐原685 大台薬品	0598-82-2308
伊勢	516-0101	度会郡南伊勢町五ヶ所浦976 有限会社中村薬品	0599-66-0052 0599-66-0994
志摩	517-0604	志摩市大王町船越965 小林薬店	0599-72-2100
伊賀	518-0846	伊賀市上野愛宕町1972 岸田薬店	0595-21-1123
尾鷲	519-3921	尾鷲市賀田町1606 浜中薬房	0597-27-2125
熊野	519-4323	熊野市木本町579-1 フルタ薬品	0597-89-4922

三重県薬事工業会

【三重県薬事工業会】 会長 田山 雅敏

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
三重県薬事工業会	518-0131	伊賀市ゆめが丘7-5-5 中外医薬品生産株式会社内	0595-21-0120 0595-21-0365

医薬品部会 25社、化粧品・医薬部外品部会 11社、医療機器部会 13社

### 三重県医薬品配置協議会

【三重県医薬品配置協議会】

会長 岡島 秀夫

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
三重県医薬品配置協議会	520-3426	滋賀県甲賀市甲賀町田堵野 935 近江製薬株式会社内 (岡島 秀夫)	0748-88-2120 0748-88-5392

【支部】

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
北勢	511-0811	桑名市東方 1438 矢後薬品株式会社 (矢後 義則)	0594-22-4084 0594-22-8403
中勢	513-0011	鈴鹿市高塚町 1808 林 康彦	059-378-2200
南勢	515-0044	松阪市久保町 1855-201 三重田村薬品株式会社 (竹田 佳弘)	0598-29-0011 0598-29-0035
伊賀	519-1402	伊賀市柘植町 303 岡島 秀夫	0595-45-2167 0595-45-2167
紀州	519-4325	熊野市有馬町 623-5 有限会社熊野日新薬品 (藤田 鉄雄)	0597-89-2333 0597-89-2376

### 東海歯科用品商協同組合

【東海歯科用品商協同組合三重県支部】 支部長 南 君夫

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
東海歯科用品商協同組合 三重県支部	519-3204	北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 27 36-16 デント・ポスト内	0597-47-4581 0597-47-4581

【会員】

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
有限会社小川歯科商店	511-0904	桑名市野田 1-14-6	0594-31-1155 0594-31-1156
株式会社シラネ三重支店	510-0073	四日市市西浜田町 6-19	059-353-6445 059-353-6447
株式会社トーデント三重	510-0095	四日市市元新町 4-11	059-352-2345 059-354-5862
有限会社ハセガワ	510-0064	四日市市東日野 1-2-18	059-321-8216 059-324-8860
ササキ株式会社津支店	514-1114	津市久居井戸山町 842-2	059-255-9900 059-255-9911
アルバデント株式会社	514-0124	津市大里川北町 401-2	059-202-0074 059-232-0101
有限会社木村歯科商店	515-0033	松阪市垣鼻町 1761-36	0598-26-3857 0598-26-5038
有限会社鈴木歯科商店	515-0101	松阪市東黒部町 548	0598-59-0196 0598-59-0199
株式会社トーデント三重松阪	515-0014	松阪市若葉町 87-7 卸センター内	0598-50-2112 0598-50-2113
ヒロデンタルアシスト	519-0504	伊勢市小俣町宮前 496-4	0596-28-4450 0596-28-0534
有限会社森北歯科商店	516-0805	伊勢市御薙町高向 556	0596-28-3953 0596-23-3497
デントポスト	519-3204	北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 2736-16	0597-47-4581 0597-47-4581

### 三重県医療機器販売業協会

【三重県医療機器販売業協会】 会長 三宅 克治

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
三重県医療機器販売業協会	514-0816	津市高茶屋小森上野町1336-1 中辻医科器械株式会社	059-234-2600 059-234-9197

【会員】

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
株式会社戸田医科器械店	513-0816	鈴鹿市南玉垣町3039-1	059-382-1845 059-382-4370
有限会社マスオカメディカル	510-0257	鈴鹿市東磯山2-1-41	059-387-2345 059-387-2350
オーラムメディカル株式会社	510-0257	鈴鹿市東磯山2-1-32	059-388-0339 059-388-1739
株式会社コタケメディカル	514-0811	津市阿漕町津興1050-3	059-227-7655 059-227-7654
株式会社栄屋理化	514-0816	津市高茶屋小森上野町2836-1	059-234-3025 059-234-8602
中辻医科器械株式会社	514-0816	津市高茶屋小森上野町1336-1	059-234-2600 059-234-9197
株式会社フォーム三重支店	514-0131	津市あのつ台4-6-10	059-231-2531 059-231-2518
株式会社やよい 東海営業部三重営業所	514-0015	津市寿町8-1	059-223-1500 059-223-0778
ジョイントメディカル 株式会社	514-0002	津市島崎町279	059-221-6677 059-221-6678
有限会社メイケア	515-0835	松阪市日丘町1380-15	0598-58-1190 0598-58-1196
株式会社エヌケーティー	516-0804	伊勢市御園町長屋2062-2	0596-25-0439 0596-25-0459

### 三重県医薬品卸業協会

**【三重県医薬品卸業協会】**

会長 大喜多 守

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
三重県医薬品卸業協会	514-0042	津市新町1丁目5-22 シティーフラット中村201号	059-213-7073 059-213-7074

**【組合員】**

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
アルフレッサ株式会社 三重営業部	514-0817	津市高茶屋小森町2671-1	059-238-1711 059-238-1721
株式会社スズケン 三重営業部	514-0821	津市垂水750-22	059-223-6000 059-223-6868
東邦薬品株式会社 三重営業部	514-0034	津市南丸之内9-19	059-227-1141 059-227-7394
株式会社メディセオ 三重営業本部	514-0036	津市丸之内養正町5-24	059-228-0372 059-228-2407
株式会社スズケン 桑名支店	511-0811	桑名市東方584	0594-22-7220 0594-23-5024
アルフレッサ株式会社 三重北勢事業所	510-0829	四日市市城西町6-29	059-351-7251 059-354-1451
株式会社スズケン 四日市支店	510-0821	四日市市久保田2-11-42	059-351-1281 059-351-2058
シーエス薬品株式会社 四日市支店	510-0074	三重県四日市市鵜の森1-5-13	059-356-5551 059-356-5554
中北薬品株式会社 四日市支店	510-0864	四日市市中里町29-1	059-346-3121 059-346-3776
東邦薬品株式会社 四日市営業所	510-0064	四日市市新正1-12-12	059-351-2331 059-354-5706
株式会社メディセオ 四日市支店	510-0833	四日市市中川原1-6-29	059-353-8121 059-353-4403
株式会社スズケン 鈴鹿支店	510-0226	鈴鹿市岸岡町3413	059-388-5361 059-388-5367
アルフレッサ株式会社 三重中勢支店	514-0817	津市高茶屋小森町2671-1	059-238-1711 059-238-1721
株式会社スズケン 津支店	514-0821	津市垂水750-22	059-228-0206 059-226-7789
シーエス薬品株式会社 津支店	514-0816	三重県津市高茶屋小森上野町1306-12	059-238-1030 059-234-1025
中北薬品株式会社 津支店	514-0815	津市藤方1000-3	059-227-6505 059-227-6589
東邦薬品株式会社 津営業所	514-0034	津市南丸之内9-19	059-227-0161 059-227-7394
株式会社メディセオ 津支店	514-0036	津市丸之内養正町5-24	059-228-0371 059-225-4165
株式会社スズケン 松阪支店	515-0005	松阪市鎌田町286-1	0598-52-1600 0598-52-0878
株式会社メディセオ 南勢支店	515-0315	多気郡明和町蓑村順礼野370-18	0596-53-1288 0596-53-2488
アルフレッサ株式会社 伊勢支店	516-0014	伊勢市楠部町3187	0596-28-0181 0596-28-5107
株式会社スズケン 伊勢支店	516-0007	伊勢市小木町474-1	0596-36-6511 0596-36-6515

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
中北薬品株式会社 伊勢営業所	516-0016	伊勢市神田久志本町1331-6	0596-27-3981 0596-27-3985
東邦薬品株式会社 伊勢営業所	516-0014	伊勢市楠部町67-2	0596-25-5211 0596-23-1295
アルフレッサ株式会社 上野支店	518-0121	伊賀市上之庄191-3	0595-21-6111 0595-21-9539
株式会社スズケン 上野支店	518-0806	伊賀市平野上田167-1	0595-21-1330 0595-24-2703
株式会社メディセオ 上野支店	518-0835	伊賀市緑ヶ丘南町3924-2	0595-21-4521 0595-21-2007
アルフレッサ株式会社 尾鷲支店	519-3614	尾鷲市南陽町8-3	0597-22-4121 0597-22-8094
株式会社メディセオ 尾鷲支店	519-3615	尾鷲市中央町6-18	0597-22-2516 0597-22-2537

一般社団法人日本産業・医療ガス協会 東海地域本部

【日本産業・医療ガス協会東海地域本部】 三重支部長 伊藤 洋司

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
一般社団法人日本産業・医療ガス協会 東海地域本部	450-0002	名古屋市中村区名駅4-25-17 三喜ビル8階	052-551-0706 052-551-0707
一般社団法人日本産業・医療ガス協会 東海地域本部 三重支部	511-0838	桑名市和泉524 中京医療株式会社内	0594-21-2324 0594-23-7250

【会員】

名称	郵便番号	所在地	電話 / FAX 番号
川瀬産業株式会社	511-0838	桑名市和泉524	0594-21-2310 0594-23-7250
中京医療株式会社	511-0838	桑名市和泉524	0594-21-2324 0594-23-7250
イワタニ三重ガスセンター株式会社	511-0275	いなべ市大安町鍋坂2224	0594-78-2959 0594-78-2636
有限会社加納商店	510-0814	四日市市清水町2-2	059-331-2441 059-331-3206
名古屋酸素株式会社 四日市営業所	510-0855	四日市市馳出町1-1	059-345-2411 059-345-2414
四日市オキシトン株式会社 四日市工場	510-0011	四日市市霞1-1	059-365-6321 059-364-5625
杉浦高圧株式会社	510-0101	四日市市楠町小倉1802	059-397-2222 059-397-4978
協和ガス株式会社三重工場	513-0014	鈴鹿市高岡町466	059-382-1551 059-382-1526
株式会社宮崎商店	513-0052	鈴鹿市下箕田3-8-1	059-385-0236 059-385-1553
協栄興業株式会社鈴鹿営業所	510-0303	津市河芸町東千里鳥浜1060	059-245-1753 059-245-5693
有限会社津機工	514-0303	津市雲出長常町1349-6	059-238-2588 059-238-2589
株式会社松本薬品	514-0815	津市藤方字茨ク子1641	059-225-1151 059-225-1154
有限会社大玉溶材	516-0012	伊勢市通町575	0596-25-5131 0596-24-1415
有限会社西村酸素販売	516-0018	伊勢市黒瀬町中尾904-13	0596-23-4454 0596-23-0995
株式会社ナック	518-0032	伊賀市朝屋字正権寺207	0595-23-6523 0595-24-3841
尾鷲石川商工株式会社	519-3604	尾鷲市港町4-1	0597-22-1821 0597-23-0372
紀州酸素熔材店	647-0024	和歌山県新宮市熊野地2-13-9	0735-22-6822 0735-22-0159

## 保健所別病院状況

**【桑名保健福祉事務所】**

名称	郵便番号 / 所在地	電話番号	備考
地方独立行政法人 桑名西医療センター	511-0819 桑名市北別所416-1	0594-22-7111	救急告示
森栄病院	511-0038 桑名市内堀28-1	0594-23-0452	救急告示
地方独立行政法人 桑名東医療センター	511-0061 桑名市寿町3-11	0594-22-1211	救急告示
医療法人 桑名病院	511-0063 桑名市京橋町30	0594-22-0460	救急告示
医療法人財団青木会 青木記念病院	511-0068 桑名市中央町5-7	0594-22-1711	救急告示
地方独立行政法人 桑名南医療センター	511-0068 桑名市中央町1-32-1	0594-22-0650	救急告示
医療法人社団橘会 多度あやめ病院	511-0101 桑名市多度町柚井1702	0594-48-2171	
医療法人誠会 山崎病院	511-0836 桑名市江場1365	0594-22-0983	救急告示
ヨナハ総合病院	511-0838 桑名市和泉8-264-3	0594-23-2415	救急告示
医療法人(社団)佐藤病院 長島中央病院	511-1137 桑名市長島町福吉271	0594-45-0555	
三重県厚生農業協同組合連合会 いなべ総合病院	511-0428 いなべ市北勢町阿下喜771	0594-72-2000	救急告示 災害拠点
医療法人(社団)大和会 日下病院	511-0428 いなべ市北勢町阿下喜680	0594-72-2511	救急告示
特定医療法人北勢会 北勢病院	511-0427 いなべ市北勢町麻生田1525	0594-72-2611	
大安病院	511-0274 いなべ市大安町梅戸732-2	0594-77-0311	
医療法人大仲会 大仲さつき病院	511-0243 員弁郡東員町穴太2000	0594-76-5511	
東員病院	511-0243 員弁郡東員町穴太2400	0594-76-2345	
三重県厚生農業協同組合連合会 菰野厚生病院	510-1234 三重郡菰野町福村75	059-393-1212	救急告示
社会福祉法人鈴鹿聖十字会 三重聖十字病院	510-1232 三重郡菰野町宿野1219-1	059-391-0123	
四日市消化器病センター	510-1232 三重郡菰野町宿野432	059-393-2300	救急告示

【四日市市保健所】

名称	郵便番号 / 所在地	電話番号	備考
独立行政法人三重県立 総合医療センター	510-8561 四日市市日永5450-132	059-345-2321	救急告示 災害拠点
市立四日市病院	510-8567 四日市市芝田2-2-37	059-354-1111	救急告示 災害拠点
社団法人全国社会保険協会連合会 四日市社会保険病院	510-0016 四日市市羽津山町10-8	059-331-2000	救急告示
医療法人社団主体会 主体会病院	510-0823 四日市市城北町8-1	059-354-1771	救急告示
医療法人社団主体会 小山田記念温泉病院	512-1111 四日市市山田町5538-1	059-328-1260	救急告示
医療法人里仁会 二宮病院	510-0082 四日市市中部8-15	059-351-2466	救急告示
医療法人 富田浜病院	510-8008 四日市市富田浜町26-14	059-365-0023	救急告示
社会医療法人居仁会 総合心療センターひなが	510-8575 四日市市日永5039	059-345-2356	
医療法人社団 山中胃腸科病院	510-0958 四日市市小古曾3-5-33	059-345-0511	救急告示
医療法人石田会 石田胃腸科病院	510-0061 四日市市朝日町1-15	059-353-3313	
医療法人安仁会 水沢病院	512-1105 四日市市水沢町638-3	059-329-3111	
医療法人三重愛心会 四日市青洲病院	510-0821 四日市市久保田2-1-2	059-355-2980	
医療法人尚豊会 みたき総合病院	512-0911 四日市市生桑町菰池458-1	059-330-6000	

【鈴鹿保健福祉事務所】

名称	郵便番号 / 所在地	電話番号	備考
独立行政法人国立病院機構 鈴鹿病院	513-8501 鈴鹿市加佐登3-2-1	059-378-1321	
三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院	513-8630 鈴鹿市安塚町山之花1275-53	059-382-1311	救急告示 災害拠点
三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿厚生病院	510-0226 鈴鹿市岸岡町589-2	059-382-1401	
高木病院	513-0014 鈴鹿市高岡町550	059-382-1385	救急告示
医療法人博仁会 村瀬病院	513-0801 鈴鹿市神戸3-12-10	059-382-0330	救急告示
医療法人斎寿会 鈴鹿回生病院	513-8505 鈴鹿市国府町112-1	059-375-1212	救急告示
医療法人誠仁会 塩川病院	513-0844 鈴鹿市平田町1-3-7	059-378-1417	救急告示
鈴鹿さくら病院	513-0009 鈴鹿市中富田町518	059-378-7107	
亀山市立医療センター	519-0163 亀山市亀田町466-1	0595-83-0990	救急告示
医療法人斎寿会回生病院 亀山回生病院	519-0124 亀山市東御幸町字穴渕232	0595-84-0300	
田中病院	519-0159 亀山市西丸町539	0595-82-1335	

【津保健福祉事務所】

名称	郵便番号 / 所在地	電話番号	備考
独立行政法人国立病院機構 三重病院	514-0125 津市大里窪田町 357	059-232-2531	
国立大学法人 三重大学医学部附属病院	514-8507 津市江戸橋 2-174	059-232-1111	救急告示 災害拠点
独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター	514-1101 津市久居明神町 2158-5	059-259-1211	救急告示
独立行政法人国立病院機構 榎原病院	514-1292 津市榎原町 777	059-252-0211	精神特例
三重県立 こころの医療センター	514-0818 津市城山 1-12-1	059-235-2125	精神特例
三重県立草の実リハビリ テーションセンター	514-0818 津市城山 1-29-25	059-234-2178	
三重県立小児心療センター あすなろ学園	514-0818 津市城山 1-12-3	059-234-8700	精神特例
三重県立一志病院	515-3133 津市白山町南家城 616	059-262-0600	救急告示
医療法人 永井病院	514-8508 津市西丸之内 29-29	059-228-5181	救急告示
医療法人同心会 遠山病院	514-0043 津市南新町 17-22	059-227-6171	救急告示
特別医療法人暉純会 武内病院	514-0031 津市北丸之内 82	059-226-1111	救急告示
若葉病院	514-0832 津市南中央 28-13	059-227-0207	救急告示
医療法人思源会 岩崎病院	514-0114 津市一身田町 333	059-232-2216	救急告示
第二岩崎病院	514-0114 津市一身田町 387	059-232-2316	
医療法人社団寿康会 吉田クリニック	514-0103 津市栗真中山町 79-5	059-232-3001	救急告示
医療法人倉本病院 倉本内科病院	514-0805 津市下弁財町津興 3040	059-227-6712	
津医療生活協同組合 津生協病院	514-0801 津市船頭町 1721	059-225-2848	救急告示
医療法人社団雄飛会 大門病院	514-0027 津市大門 2-1	059-226-5525	救急告示
幸和病院	514-0114 津市一身田町 767	059-231-6001	
医療法人 久居病院	514-1138 津市戸木町 5043	059-255-2986	精神特例
特別医療法人暉純会 榎原温泉病院	514-1293 津市榎原町 1033-4	059-252-1111	救急告示
医療法人 井上内科病院	514-1114 津市久居井戸山町 759	059-256-6665	
藤田保健衛生大学 七栗サナトリウム	514-1295 津市大鳥町 424-1	059-252-1555	緩和ケア
医療法人鳳林会 榎原白鳳病院	514-1251 津市榎原町 5630	059-252-2300	
小渕病院	515-2504 津市一志町高野 254-1	059-293-5111	

**【松阪保健福祉事務所】**

名称	郵便番号 / 所在地	電話番号	備考
医療法人 西井病院	515-2112 松阪市曾原町 811-1	0598-56-2250	
葉王堂病院	515-2355 松阪市嬉野葉王寺町 786	0598-42-1515	
医療法人 桜木記念病院	515-0034 松阪市南町 443-4	0598-21-5522	
医療法人社団 大西病院	515-0101 松阪市東黒部町 835	0598-59-0311	
南勢病院	515-0052 松阪市山室町 2275	0598-29-1721	
松阪厚生病院	515-0044 松阪市久保町 1927-2	0598-29-1311	
医療法人松徳会 花の丘病院	515-0052 松阪市山室町 707-3	0598-29-8700	
松阪市民病院	515-8544 松阪市殿町 1550	0598-23-1515	救急告示 災害拠点
社会福祉法人恩賜財団 済生会松阪総合病院	515-8557 松阪市朝日町一区 15-6	0598-51-2626	救急告示 災害拠点
三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院	515-8566 松阪市川井町小望 102	0598-21-5252	救急告示 災害拠点
社会福祉法人恩賜財団 済生会明和病院	515-0312 多気郡明和町上野 435	0596-52-0131	
三重ハートセンター	515-0302 多気郡明和町大淀駒至 2227-1	0596-55-8188	救急告示
大台町国民健康保険 報徳病院	519-2505 多気郡大台町江馬 292	0598-76-1133	救急告示
三重県厚生農業協同組合連合会 大台厚生病院	519-2404 多気郡大台町佐原 63-8	0598-82-1313	救急告示

**【伊勢保健福祉事務所】**

名称	郵便番号 / 所在地	電話番号	備考
市立伊勢総合病院	516-0014 伊勢市楠部町 3038	0596-23-5111	救急告示
伊勢赤十字病院	516-0008 伊勢市船江 1-471-2	0596-28-2171	救急告示 災害拠点
医療法人全心会 伊勢慶友病院	516-0041 伊勢市常磐 2-7-28	0596-22-1155	救急告示
医療法人 田中病院	516-0078 伊勢市曾祢 1-7-21	0596-25-3111	
三重県立志摩病院	517-0595 志摩市阿児町鵜方 1257	0599-43-0501	救急告示 災害拠点
国民健康保険 志摩市民病院	517-0603 志摩市大王町波切 1941-1	0599-72-5555	救急告示
医療法人豊和会 豊和病院	517-0501 志摩市阿児町鵜方 2555-9	0599-43-1511	
玉城町国民健康保険 玉城病院	519-0414 度会郡玉城町佐田 881	0596-58-3039	
町立南伊勢病院	516-0101 度会郡南伊勢町五ヶ所浦 2969	0599-66-0011	救急告示

**【伊賀保健福祉事務所】**

名称	郵便番号 / 所在地	電話番号	備考
名張市立病院	518-0481 名張市百合が丘西1番町178	0595-61-1100	救急告示
医療法人(社団) 寺田病院	518-0441 名張市夏見3260-1	0595-63-9001	
伊賀市立上野総合市民病院	518-0823 伊賀市四十九町831	0595-24-1111	救急告示 災害拠点
財団法人信貴山病院分院 上野病院	518-0823 伊賀市四十九町2888	0595-21-5010	精神特例
医療法人社団 岡波総合病院	518-0842 伊賀市上野桑町1734	0595-21-3135	救急告示
医療法人 森川病院	518-0854 伊賀市上野忍町2516-7	0595-21-2425	救急告示

**【尾鷲保健福祉事務所】**

名称	郵便番号 / 所在地	電話番号	備考
尾鷲総合病院	519-3693 尾鷲市上野町5-25	0597-22-3111	救急告示 災害拠点
医療法人斎寿会 長島回生病院	519-3204 北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島2	0597-47-1651	救急告示
医療法人慈心会 第一病院	519-3403 北牟婁郡紀北町海山区上里225-8	0597-36-1111	

**【熊野保健福祉事務所】**

名称	郵便番号 / 所在地	電話番号	備考
医療法人紀南会 熊野病院	519-4326 熊野市久生屋町868	0597-89-2711	
紀南病院組合立 紀南病院	519-5293 南牟婁郡御浜町阿田和4750	0597-92-1333	救急告示

災害時における医薬品等の  
確保・供給に関するマニュアル  
(改訂版VIII)

平成24年4月発行

三重県健康福祉部  
薬務感染症対策課  
〒514-8570 津市広明町13番地  
電話：059-224-2330  
FAX：059-224-2344  
E-mail：yakumus@pref.mie.jp



## かかりつけの医療機関 や薬局を持ちましょう



日常の診療や健康相談などは、信頼のできる「かかりつけのお医者さん」や「かかりつけの歯医者さん」に診てもらうと安心なように、「くすり」の使い方や疑問に答えてくれる「かかりつけ薬局」を持つことをお勧めします。



## 「おくすり手帳」を持 ちましょう



「おくすり手帳」は、あなたの使った「くすり」を記録するための手帳です。



おでかけのときに急に具合がわるくなったときや災害・事故のときに役立ちます。



- 病院・診療所・歯科診療所・薬局にいくとき



- 入院するとき



- 旅行に行くとき



など、いつも持ち歩きましょう。

